

第 3 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書



令和 4 (2022) 年 6 月

国立大学法人
豊橋技術科学大学

目次

○ 大学の概要	1	○ 別表1 (学部、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)	39
○ 全体的な状況	4	○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)	40
○ 項目別の状況	6		
I 業務運営・財務内容等の状況	6		
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標			
①組織運営の改善に関する目標	6		
②教育研究組織の見直しに関する目標	10		
③事務等の効率化・合理化に関する目標	13		
業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等	15		
(2) 財務内容の改善に関する目標			
①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	19		
②経費の抑制に関する目標	21		
③資産の運用管理の改善に関する目標	22		
財務内容の改善に関する特記事項等	23		
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標			
①評価の充実に関する目標	25		
②情報公開や情報発信等の推進に関する目標	26		
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等	27		
(4) その他業務運営に関する重要目標			
①施設設備の整備・活用等に関する目標	28		
②安全管理に関する目標	29		
③法令遵守等に関する目標	31		
その他業務運営に関する特記事項等	33		
II 予算(人件費見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画	36		
III 短期借入金の限度額	36		
IV 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	36		
V 剰余金の使途	36		
VI その他			
1 施設・設備に関する計画	37		
2 人事に関する計画	38		

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名

国立大学法人豊橋技術科学大学

② 所在地

愛知県豊橋市天伯町

③ 役員の状況

学長：大西 隆（平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

寺嶋一彦（令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

理事：3 名（常勤 2 名，非常勤 1 名）

監事：2 名（非常勤）

④ 学部等の構成

工学部

工学研究科

⑤ 学生数及び教職員数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

学生数

工学部： 1, 176 名（うち留学生 166 名）

工学研究科（博士前期課程）： 748 名（うち留学生 64 名）

工学研究科（博士後期課程）： 103 名（うち留学生 45 名）

教員数

学長・副学長： 3 名

大学院： 158 名

その他： 57 名

職員数： 151 名

(2) 大学の基本的な目標（中期目標の前文）

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究を使命とします。この使命のもと、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受け入れ、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行います。さらに、社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化します。これらを通じて、世界に開かれたトップクラスの工科大学を目指します。

(3) 大学憲章 及び TUT プラン（抜粋）

【教育の目標】 技術科学の教育を通じて、豊かな人間性、グローバルな感性及び自然と共生する心を併せ持つ先導的な実践的・創造的技術者・研究者を育成します。

【研究の目標】 技術科学を究め、産業・社会にイノベーションをもたらす先端的研究を進めます。

【国際化の目標】 世界に開かれた大学として、海外教育研究拠点の活用や交流協定校等との連携により、学生・教職員による国際交流を推進するとともに、グローバルキャンパスの実現を図り、技術科学の国際拠点を形成します。

【社会貢献、連携の目標】 技術科学の成果を広く活用して、種々の組織との連携のもと、社会が抱える課題の解決に努めるとともに、地域社会の活性化に貢献します。

【大学運営の目標】 学長のリーダーシップとガバナンス機能の強化により、大学の資源を最大限に活かすとともに、大学を取り巻く状況や社会的要請の変化に迅速に対応します。

【役員、教職員の目標】 相互に信頼・連携・協力し、教育、研究、社会貢献、組織運営等の業務を進めます。

【健康・安全管理の目標】 心身の健康を増進するとともに、キャンパスの安全対策と危機管理体制を強化します。

【環境配慮の目標】 自然と人が調和したキャンパスを創るとともに、省エネルギー・省資源化を進めます。

【情報公開・情報発信の目標】 積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たします。

【法令遵守等の目標】 法令を遵守するとともに、研究倫理、行動規範を遵守します。

平成 27 年 3 月に定めた、以上の「豊橋技術科学大学憲章」でも述べている理念と目標のもとで、第 3 期中期計画・年度計画と連動し、大学を取り巻く状況も見極めながら、毎年度見直しを行う TUT プランにおいて、次の 5 つを挑戦すべき課題としている。

挑戦 1 コロナ禍の時代における多文化共生・グローバルキャンパスの創出

挑戦 2 技術科学教育によるイノベーション創出人材育成

挑戦 3 フラグシップ研究、コアコンピタンスの確立による研究力の強化

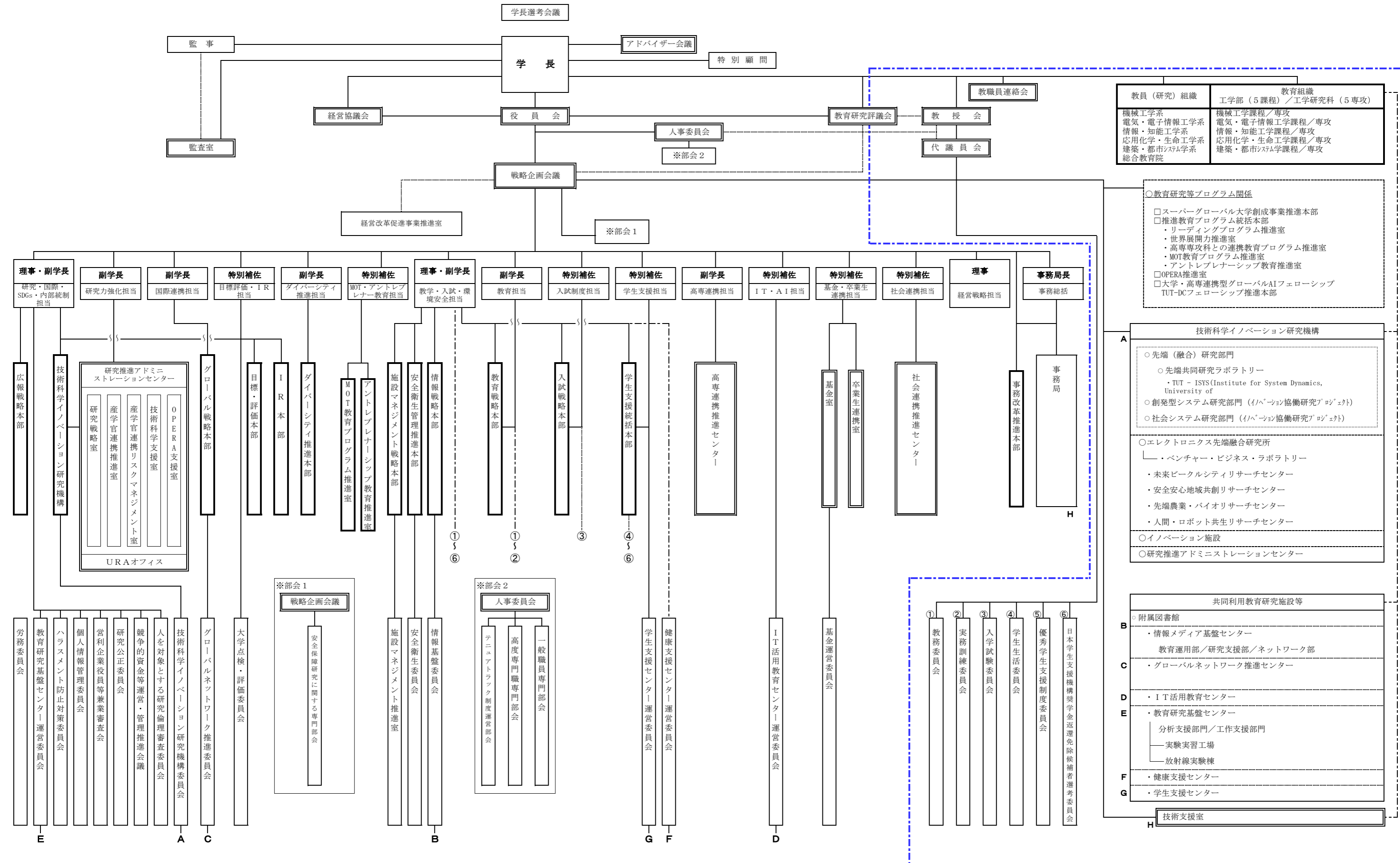
挑戦 4 持続可能な社会の形成に資する技術科学の推進

挑戦 5 魅力ある人事システムによる若手人材・女性教員育成と、教育・研究力の向上

(4) 大学の機構図

次頁以降に添付

2021年度 国立大学法人豊橋技術科学大学運営組織図



○ 全体的な状況

本学は、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受入れ、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究を使命とし、この使命のもと、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行い、世界に開かれたトップクラスの工科系大学を目指すことを大学の基本的な目標としている。

この基本的な目標の下、第3期中期目標期間においては、高度技術者を育成する本学独自の学びのスタイルであるらせん型教育（基礎と専門を交互に繰り返しながら行う教育）、学部から大学院博士前期課程まで一貫して学ぶ教育体系、2ヶ月にわたる実務訓練等の本学の特徴的な教育を継続しながら、グローバル社会を念頭に、より付加価値を持った技術者の養成に向けた取組を実施してきた。

また、本学は開学以来、産学連携を志向し、平成25年度には、世界水準の優れた研究活動を行う大学として、研究大学強化促進事業の対象大学として選定されるなど、研究力に強みがあり、この特長をさらに進展させるべく、研究力強化・産学連携の取組の充実を図ってきた。

さらには、令和元年度には、国立大学経営改革促進事業「技科大・高専連携に基づく地域産学官金協創プラットフォームの構築と全国展開による自立的な財政基盤・マネジメントの強化」に採択され、経営改革に向けた取組を実施してきた。

令和3年度においては、大学を取り巻く環境を踏まえながら、TUTプラン「世界トップクラスの工科系大学を目指して一社会に貢献し元気な大学を作る」として「5つの挑戦」等を掲げ、目指すべき方向性をより明確にし、以下のとおり具体的な取組を進めてきた。

1. 教育に関する目標に係る取組状況

■国際的なプログラムの充実

東フィンランド大学との博士後期課程ダブルディグリー・プログラムにおける本学第1期生の派遣、また、世界展開力強化事業「近未来クロスリアリティ技術を牽引する光イメージング情報学国際修士（IMLEX）プログラム」（トリプルディグリー・プログラム）における第2期生の受入れを開始した。

これらの新たな取組等により、ダブルディグリー・プログラム、ツイニング・プログラム等で入学した外国人留学生は、第2期中期目標期間では8名であったところ、第3期中期目標期間では48名（6倍）と大幅に増加した。

■多元的評価システムの導入

本学の学部教育の集大成である「実務訓練」（企業等において、実社会における技術者としての問題への取り組み方を学ぶ正課授業）において、教員、企業の指導員、学生の学内外の関係者が評価する多元的評価システムを導入した。実務訓練における学生の派遣先企業の評価結果から、評価項目の全ての項目が向上していることが確認できた。

■ファカルティ・ディベロップメント活動の強化

大学内の様々な部署で実施している研修について、分野を整理するとともに、大学の教職員として必須なもの、能力向上を図るものといったカテゴリーを設定し、教職員に分かりやすいFD・SD活動の仕組みを構築した。また、学長が講義をする学長ゼミを新設し、助教等の若手教員対象の講義、副学長・教授等のシニア教員対象の講義、事務職員を対象とする講義等を実施した。

これらの新たな取組を導入することにより、FD活動への参加率について、第3期中期目標期間の全ての年度において90%以上と、高い参加率を維持できた。

■学生への経済的支援の充実

優秀学生支援制度の継続、TUT-DCフェローシップ制度の新設、新たな奨学金の獲得などにより、学生の経済的支援を充実させた。これらの取組の結果、休学者、社会人を除く博士後期課程学生の91%（69名/76名）について、経済的支援を実施できた。なお、32%（24名/76名）の博士後期課程学生に対しては、生活費相当額（年180万円以上）の奨学金等の経済的支援を実施できている。

■学生相談体制の強化

学生支援センターを設置し、これまで学内に配置されていた学生相談コーディネーターやカウンセラーに加え、新たに、修学支援コーディネーター、就職支援コーディネーターを配置した。また、留学生対応として、留学生相談担当教員及び留学生担当のカウンセラーを配置することで、多様な学生に対して、よりきめ細かい支援を行う体制を整えた。また、「オンラインでの何でも相談窓口」の新設など、コロナ禍における学生相談体制を充実させた。

2. 研究に関する目標に係る取組状況

■イノベーション協働研究プロジェクトの実施

運営費交付金と外部資金のマッチングファンドによる研究プロジェクトであるイノベーション協働研究プロジェクトを継続的に実施している。令和3年度においては、113百万円の資金投入に対し、510百万円と4倍を超える外部資

金の獲得ができた。

■若手研究者への支援

科研費アドバイザーによる申請書のチェック、科研費説明会の実施、論文執筆ワークショップの実施、学長裁量経費「教育研究活性化経費・若手研究」の取組といった、若手研究者を中心とした研究推進を支援し、科研費・若手研究について、全国の採択率が40.2%であるところ、本学では採択率56.3%と、全国の採択率を大幅に上回った。

■URAによる研究支援・外部資金の獲得支援

研究推進アドミニストレーションセンターのURAによる一気通貫の研究支援、イノベーション協働研究プロジェクト等の取組の結果、外部資金（共同研究、受託研究）については、第2期平均655百万/年のところ、第3期平均1,000百万円/年と大幅に増加している。特に、「民間企業との共同研究に伴う研究者1人当たりの研究費受入額」については、2,424千円で全国1位となった（文部科学省：大学等における産学連携等実施状況について）。

■研究成果を活用した研究シーズ検索システムの構築・運用

本学、長岡技術科学大学及び国立高等専門学校（全51校）の研究シーズ4千件を一元的に検索できるデータベース・検索システム（研究シーズの泉）を構築し、令和2年度から運用を開始している。研究シーズの泉には、本学の研究成果（AI、人口知能、自然言語処理技術）を活用したAIコーディネーターを実装し、技術ニーズ情報から適切な研究シーズや研究者を迅速に検索できるようにしており、現在までに約3万件のアクセスがあり、13件の技術相談に結び付いた。

3. 社会との連携や社会貢献に関する目標に係る取組状況

■質の高い社会人向け人材育成プログラムの実施

社会人向け実践教育プログラムとして、産業技術科学分野及び地域社会基盤分野の11講座を実施した。これらの講座のうち、4講座は社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣の認定を受けている。さらには、3講座については、厚生労働省の教育訓練給付制度の対象講座として認定され、受講者が受講しやすい体制を構築できた。

また、個別の企業の業務課題、明確なニーズに合致した本学独自の企業向けオーダーメイド型研修の制度を構築した。

4. その他の目標に係る取組状況

■スーパーグローバル大学創成支援事業の実施

スーパーグローバル大学創成支援事業において、グローバル技術科学アーキテクトの養成、大学全体の国際化を推進している。令和3年度には学部、大学院併せて全授業科目の70.6%の科目を英日バイリンガル授業で実施している。学生の語学力を育成するため、入試合格者への入学前教育、英語及び日本語学習アドバイザーの配置等の取組を実施している。

なお、コロナ禍における海外渡航、入国制限などにより、令和3年度においては、海外留学経験者割合や海外実務訓練比率等の目標値は達成できなかったが、オンラインの活用等により代替の取組を行った。

■JICA国際協力事業への積極的な参画

JICAの新規事業など、途上国等の工学教育向上に資する国際協力事業に積極的に取り組み、第2期中期目標期間のJICA等の国際プロジェクトの実施数・受入学生数は17件・18名のところ、第3期中期目標期間においては、事業実施数・受入学生数は37件（2倍超）・110名（6倍超）と大幅に増加した。

■国立大学経営改革事業の推進

国立大学経営改革事業における地域産学官金協創プラットフォームの「技術科学統括協議会」、長岡技術科学大学とのURA連絡会等の体制整備、これらを通じた情報共有・意見交換等の結果、イベントの相互乗り入れ、共有データベースの構築、技術相談の橋渡し、新たなコンソーシアムの構築などに繋がっている。

■高専との連携

高専連携教育研究プロジェクトとして、計70件の高専との共同研究を実施した。成果発表会の場である「先進的技術に関するシンポジウム」については、オンライン開催とすることで高専生に研究発表の機会を提供した。

高専専攻科から入学した学生へのアンケートから、高専在籍時に本学のプロジェクトや体験実習に参加した学生のほとんどが、現在、参加時の研究室に所属しており、本学への円滑な接続が図られていることがわかった。

※「Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標」「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標」「Ⅳ. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」「Ⅴ. その他業務運営に関する重要目標」の状況については、各項目の特記事項を参照願います。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<p>17 学長のリーダーシップ並びに外部の意見を活かした戦略的・機動的な大学運営を推進するとともに、本学の有する教育・研究・社会貢献機能を最大限に発揮できるガバナンス体制を充実させる。</p> <p>18 本学の構成員全員が活性化する人事システムと給与体系並びに研究者の継続性と流動性の促進によって、研究意欲を更に向上させる研究者育成システムを構築する。</p> <p>19 多様な人材を積極的に採用するとともに、男女共同参画を推進する。</p>
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【17-01-42】 学内予算総額並びに教員定員総数に占める学長戦略枠を毎年10%以上確保し、教育研究環境を充実させる。	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>学長戦略枠予算として、令和2年度は13.2%、令和3年度は14.2%を確保し、また、人員配置においても、継続的に、23%を確保した。</p> <p>学長裁量経費等を活用し、論文発表支援の充実化、デジタル講義の充実化、広報の充実化等、コロナ禍においては、学生への生活支援金の支援、学生TA雇用による学生支援、独自の授業料免除、学生貸出用PC等の購入、学生の食生活を支援するエールランチ（無料のランチ）の提供、大学サーバーの増強、在宅勤務推進に向けたPC購入等のコロナ対策を実施した。</p> <p>人員配置においては、学長のリーダーシップにより、学長戦略枠を用いて、本学の強みであるエレクトロニクス先端融合研究所へ学内の優秀な若手研究者を集める仕組みを構築し、7名の若手教員を教授任用し、配置した（令和4年4月1日採用を含む）。</p>
【17-02-43】 経営協議会、アドバイザー会議等における外部有識者の意見を継続して外部に公表するとともに、当該意見の大学運営への反映状況について監事の監査を受ける。	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>アドバイザー会議については、令和2年度から委員数を13名から22名へ増員し、国立研究開発法人科学技術振興機構顧問、東海国立大学機構名古屋大学理事・副総長等の学術界の委員と三菱ケミカルホールディングス取締役、オーエスジー株式会社代表取締役会長兼CEO等の産業界の委員のバランスを考慮するとともに、女性（22名中4名）及び外国人（22名中2名）を増やすことで、より多様な方面からの意見を得られるようにした。会議の実施方法についても、ブランディング戦略や博士後期課程日本人学生の増加策等、本学の課題となる具体的な事項について議論を行う形に変更した他、多くの委員からの意見を聴取するため、令和3年度には、必要に応じて分科会を設置できるよう制度を整えた。</p> <p>経営協議会及びアドバイザー会議にて、学外有識者である委員から、本学の研究活動及び方針を説明した上で、各委員からの意見を伺い、聴取した学外委員からの意見等は、経営協議会への報告及び大学</p>

		<p>運営へ反映し、長期将来ビジョン・ロードマップの検討にも活用されている。</p> <p><u>これらの学外からの意見、提案等の反映状況について、大学公式ウェブサイトにて公開を行っている。</u>また、経営協議会等の会議には監事が列席して、議上でその意見を聞いている他、定例で実施している内部監査や監事監査の結果については、役員会やその他諸会議にて報告することとしている。</p>
<p>【17-03-44】 学長のリーダーシップのもと、教学、研究、財務等の学内の様々な情報を把握・分析して数値化・標準化することにより、強みと問題点を把握し、その結果を教育・研究及び大学経営等に活用するIR(インスティテューショナル・リサーチ)機能を強化する。</p>	III	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>IR本部の構成員の選出について、各系・院からの選出としていたところから、高専との連携を推進する高専連携推進センター、及び広報戦略を担う広報戦略本部からの選出とるように見直しを行い、大学の強みをより目的をもって活用するため、本部員それぞれの観点を課題の把握に活かせるよう体制を整備した。</p> <p><u>学生を対象としたアンケートでは、類似アンケートについて学内調査を行った。特に新入生アンケートについては、IR本部にて内容を整理し、一つのアンケートへ統合を行うことで、学生の回答負担を軽減するとともに、これまで各アンケートに分散していたデータの横断的な分析を可能とした。以降もアンケートの必要性を精査したうえで統廃合を継続し、令和3年度では、経年変化が無く、傾向分析としては既に役目を果たした設問を中心に大幅に刷新を行う等、効率的な情報収集を強化した。</u></p> <p><u>また、執行部からの要請に応じて、必要な調査・分析を行っており、令和2年度では学部学生を対象に、大学院進学に関する意識調査を実施し、令和3年度では収入・支出・研究に係る各数値の変遷を整理し、大学運営及び改革推進のための参考データの整理を行った。</u></p> <p>以上のとおり、令和3年度においては、第3期中に実施した通例の各種分析を振り返りつつ、必要な刷新を行い、次期中期目標期間における更に効果的なIR体制の準備を整えた。</p> <p>大学ランキングについては、課題を抽出するための1つのツールとして活用しており、順位結果の詳細を学内に共有する他、<u>重点部門への予算増額を行った。論文生産性の分析を行い、論文生産性の向上のため、学長裁量経費による論文投稿支援策を講じた。</u></p> <p><u>また、IR本部では新型コロナウイルス感染症に関するデータを収集し、新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動基準の決定に寄与した他、教員の出張データから、各高専や大学間交流協定校との交流実態を確認する等、新たな分析を試みた。</u></p>
<p>【17-04-45】 監事による学長の業績評価及び学長選考会議において定めた学長の業績評価を実施するとともに、学内諸組織の権限と責任を明確化し、学長を補佐する体制を強化する。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>学長選考会議において、学長の業務執行状況の確認及び業績評価に係る取扱いに基づき、学長の業績をヒアリングし、監事の意見を聴くとともに、業績評価結果を大学公式ウェブサイトにて公表している。</p> <p><u>また、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則への対応プロセス等を通して、理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容を盛り込んだ「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得る人材確保及び育成に関する方針」等を策定し、公表した他、令和元年度では副学長8名だったところ、令和2年度から副学長5名及び学長特別補佐7名と執行部を増員し、学長がリーダーシップを発揮できるガバナンス体制の構築を推進した。</u></p>
<p>【17-05-46】 監事との定期的な意見交換及びヒアリングの実施並びに監事の管理運営に係る重要な会議等への出席及び監事監査を補助する職員の配置等により、監事監査機能を強化する。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>毎月、月例監事会を開催しており、会計監査及び業務監査を行った内容について議事録にまとめて学長・理事に報告している。また、<u>学長・理事との年3回程度の定期的な意見交換を実施しているほか、ダイバーシティや国際交流等の特定のテーマに基づき、担当の副学長等へのヒアリングを行っており、監事監査機能を効果的に果たしている。</u></p>

		<p>監査室では、監事が出席できなかった会議の資料、接受・発送している文書について整理のうえ、監事へ内容説明をしており、監事の効率的な監査を補助している。また、学外の公認会計士に監査アドバイザーを委嘱し、月例監事会及び内部監査において、会計に係る専門知識を生かした助言を得る体制を構築し、監査機能を強化している。</p> <p>また、委員会等の会議開催状況の調査においては、専門部会以下の組織まで調査対象を広げ、学内の組織運営状況をより正確に把握したことにより、教職員に会議対応による過度な負担がかからないよう提言を行い、令和4年度からの組織改革においては、不要な組織の統廃合を進めることとなった。</p> <p>令和2～3年度においては、監事からの意見の結果、研究費不正使用等に係る外部通報窓口の設置、コロナ禍における遠隔会議の開催に係る規則整備等、学内の諸体制の改善が行われた。</p>
<p>【18-01-47】平成33年度における専任教員の年俸制割合を20%以上確保するとともに、准教授採用者のテニュアトラック対象者割合を70%以上、講師及び助教の採用は原則として任期制とする教員人事を実施する。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>令和2年4月より退職手当を別にした新たな年俸制の適用を開始し、令和2年度以降は承継教員のうち、合計7名を年俸制へ切替えるとともに、合計37名を年俸制適用教員として新規採用し、年度計画に掲げる専任教員の年俸制割合(20%以上)の目標値を確保し続けている。(令和2年度:切替え6名,新規採用16名 令和3年度:切替え3名,新規採用21名) (【令和4.3.1】専任教員の年俸制割合34.98%)</p> <p>准教授採用については、テニュアトラック制の適用を原則とし、令和2年度以降新規採用した8名の准教授全てがテニュアトラック制の適用となっており、年度計画に掲げるテニュアトラック対象者割合の目標値(70%以上)を確保し続けている。また、令和2年10月より、優秀な若手教員の研究環境の安定のため、助教を対象としたテニュアトラック制度も開始している。(令和2年度:テニュアトラック対象者割合100%,令和3年度テニュアトラック対象者割合100%)</p>
<p>【18-02-48】混合給与制度並びに高度な専門性を有する業務を担当する職員を雇用する制度を構築し、平成33年度における制度適用在籍者数をそれぞれ2人以上確保する。</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>令和2年度以降、他機関とのクロスアポイントメント制度に関する協定を延べ8件締結し、年度計画に掲げる混合給与制度の適用者数(2人以上)を確保し続けている。(適用者在籍数:令和2年度5名,令和3年度8名)</p> <p>高度専門職制度の適用者については、研究支援の強化のため、高度な知識を有する者を研究支援担当として、また、学生支援体制の強化のため、就職支援に関する高度な知識を有する者及び、TUTグローバルハウスにおける学生の生活支援に関し豊富な経験を有する者等を、令和2年度以降、合計9名の高度専門職制度の新規適用を行い、年度計画に掲げる高度専門職制度の適用者数(2人以上)を確保し続けている。(適用者在籍数:令和2年度11名,令和3年度14名)</p>
<p>【19-01-49-1】優れた若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、40歳未満の若手本務教員の雇用を促進し、平成33年度の本務教員における割合を28%以上確保する。◆</p>	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>平成31年度より開始した、豊橋技術科学大学大樹プログラム(一定の条件を満たす博士学位取得直後の若手研究者及び博士課程在籍者を対象に、研究に専念できる経済的、業務的条件を与える事で若手研究者の育成に資する制度)の継続実施や、令和2年10月より助教に対するテニュアトラック制度を構築するなど、優秀な若手研究者が安定的に研究に専念できる環境づくりを行い、若手研究者の雇用の促進を図り、令和2年度以降で合計28名の若手研究者を採用し、年度計画に掲げる本務教員における40歳未満の若手割合を確保し続けている。</p> <p>令和2年度新規採用11名(若手割合27.85%),令和3年度新規採用17名(若手割合28.70%)。</p> <p>また、豊橋技術科学大樹プログラムの第1期(令和2年度)採用者から2名の若手研究者を、令和3年度から本学の常勤教員として雇用することとなった。</p>
<p>【19-01-49-2】多様な人材を積極的に採用</p>		<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p>

<p>し、平成33年度の本務教員における女性割合を10%以上、外国人割合を6%以上確保する。</p>	<p>IV</p>	<p>女性教員採用計画を策定し、女性限定公募・女性優先公募の実施など女性教員の採用に努め、令和2年度以降では合計7名の女性教員を採用し、<u>本務教員における女性割合を確保し続けている。</u>（令和2年度新規採用3名（女性割合11.42%）、令和3年度新規採用4名（女性割合11.21%））</p> <p>外国人教員の採用計画を策定し、外国人教員の採用に努め、令和2年度以降では合計8名の外国人教員を採用し、<u>本務教員における外国人割合を確保し続けている。</u>（令和2年度新規採用3名（外国人割合7.76%）、令和3年度新規採用5名（外国人割合：9.42%））</p> <p>また、女性教員や外国人教員の働きやすい環境の構築のため、毎年、学長と女性教員の懇談会や他大学との女性教員交流会、外国人教員との懇談会を実施し、要望や課題を抽出しPDCAサイクルにより改善を行っており、老朽化したトイレ改修や女性専用ルームの設置、日本語講座の実施等の実績に繋がっている。加えて、ダイバーシティに関する研修の実施や、育児・介護の案内冊子を作成・配付等の啓発活動を実施し、多様な人材が働きやすい環境の醸成に取り組んでいる。</p> <p>また、令和3年度には、在宅勤務等を可能とし、多様な働き方を推進するため、就業関連規則の改正を行った。</p>
<p>【19-02-50】 指導的地位に占める女性の割合として、役員は15%以上、管理職は10%以上確保する。</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>平成28年度に、第3期中期目標期間の女性上位職登用計画を策定し、これに基づき、指導的地位に女性を配置し、各年度とも登用計画以上の女性上位職を確保している。</p> <p>令和2年度 役員：計画1名 ⇒ 実績1名【17%】 管理職：計画1名以上 ⇒ 実績1名【6%】 管理職手当支給対象者：計画3名以上 ⇒ 実績4名【11%】</p> <p>令和3年度 役員：計画1名 ⇒ 実績1名【17%】 管理職：計画3名以上 ⇒ 実績3名【17%】 管理職手当支給対象者：計画4名以上 ⇒ 実績4名【11%】</p>

<p>I 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 ② 教育研究組織の見直しに関する目標</p>
--

<p>中期目標</p>	<p>20 本学の強みや特色、これまでに培ってきた教育・研究実績を基盤に、社会実装、地域社会等の課題、最先端研究等の視点から、技術を究め、機能を更に強化した組織整備を実施する。</p>
-------------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【20-01-51】「先端技術」と、「先端知」との融合拠点である「エレクトロニクス先端融合研究所」と「4つのリサーチセンター」を再編し、社会実装を目指した新しい価値を創造する研究部門、地域社会等に密着した課題解決に取り組む研究部門、特定分野の世界最先端研究を推進する研究部門で構成する拠点「技術科学イノベーション研究機構」を設置する。 国内外の研究機関や企業と協働で多様な先端共同研究ラボラトリーを3つ以上同機構に設置し、組織を強化するとともに、学内への企業誘致の足がかりとする。◆</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 技術科学イノベーション研究機構の中核である、エレクトロニクス先端融合研究所の研究領域について、令和元年度に前倒しして見直し、従来の2分野から、5分野に研究分野の拡充をした。また、令和2年度には、学長預かりである教員定員枠（学長戦略企枠）を活用し、エレクトロニクス先端融合研究所へ優秀な若手研究者を集める仕組みを構築した。それらの結果、当該見直し前（平成31年3月1日現在）の本務教員5名から、現在（令和4年3月1日現在）は本務教員10名となり、研究を推進している。 技術科学イノベーション研究機構において研究支援業務を担う、研究推進アドミニストレーションセンター（RAC）においては、URAとコーディネーター（CD）が混在していたが、URA職務を再整理し、URAの職階及び適用基準をリサーチ・アドミニストレーター選考等規程で定めた上で、在籍するCDをURAに転身させるとともに、外部研修を活用し、企画力等のスキルアップにより、RACの組織力アップを図った。 毎年度、4つのリサーチセンターの事業実施状況の検証を行い、設置目的に沿った運営がなされていること、目標どおりの研究成果が得られていること等について確認した。また、令和2年度に技術科学イノベーション研究機構全体の自己点検・評価を実施した。4リサーチセンターの現行の設置期間が令和3年度末で満了することに伴い、リサーチセンター設置審査等専門部会において、当該リサーチセンターの設置目的、研究計画の具体性及び期待される効果、外部資金の獲得状況等を評価項目として設置期間更新の審査を行い、戦略企画会議、教育研究評議会及び役員会の議を経て、4リサーチセンターの設置期間の更新を決定した。 令和2年度に終了した1件の先端共同研究ラボラトリー（AIST-TUT先端センサ共同研究ラボラトリー）について、当初計画の達成度、社会実装、社会提言等を評価項目として技術科学イノベーション研究機構委員会で研究成果の検証を行い、教育研究評議会及び役員会において意見聴取を行った上で、評価を行った。先端共同研究ラボラトリーの新規設置について、令和3年度に学内募集を行ったところ2件の設置申請があった。その後、当該ラボラトリーの設置目的、研究内容、期待される効果等を評価項目として、戦略企画会議での意見聴取、教育研究評議会での審査及び役員会での審議を経て、2件の新</p>

	<p>規設置を決定した。</p> <p>(新規設置先端共同研究ラボラトリー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NCU-TUT先端医薬工学共同研究ラボラトリー (設置期間：令和4年2月1日～令和7年3月31日) ・ニッカ電測-TUT磁気センシング応用先端共同研究ラボラトリー (設置期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日) <p>イノベーション協働研究プロジェクトの推進及び産学連携研究拠点としての機能強化を図るため、研究プロジェクトリーダーを対象に、本プロジェクトの有効性、企業等外部の共同研究先の声、制度改善の要望等に関するアンケートを実施し、当該アンケート結果を踏まえ、プロジェクトの要件及び枠組み等制度の見直しを行った。</p> <p>ウェルビーイング(Well-being)の実現やカーボンニュートラルの実現に向けた動き等、近年の世界的な動向を踏まえた第4期中期目標期間における研究の推進・遂行及び社会課題解決への貢献のため、技術科学イノベーション研究機構の体制の検証を行うとともに、新研究所創設準備委員会の立ち上げの検討等、組織の機能強化を進めている。</p> <p>その他、技術科学イノベーション研究機構における、産学連携拠点としての主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端融合ロボット技術実現のため、組織対組織の大型共同研究プロジェクトとして、地域の民間企業と、エレクトロニクス先端融合研究所長を研究総括とする共同研究講座を設置した。 ・産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)について、令和2年度から、本格実施フェーズに移行し、OPERA支援室を設け、事業推進した。また、令和3年度には、参画機関22社、共同研究費132,290千円に拡大するとともに、様々な機関が得意とする技術、ノウハウ、特許を集結させて、直面する問題に対して幅広い分野で新たな価値の創造や新産業の創出を目指す「大樹型オープンイノベーション」を推進し、継続的なプロジェクトの推進を可能とする基盤を構築した。 ・令和3年度に、イノベーションフェア2021 in 東三河「DXで変革する未来社会～新しい時代のものづくり・ひとづくり・ことづくり～」を、会場とオンラインのハイブリッド形式で開催し、文部科学省及び総務省からの講演、大学の研究シーズや産学連携の取組みの紹介、産業界からの実務者向けセミナー等を行った。参加者は300名を超え、またその内の約4割が企業及び金融機関等産業界からの参加となり、産学官金の情報共有・コミュニケーションの有効な機会となった。
<p>【20-02-52】 博士課程教育リーディングプログラム(ブレイン情報アーキテクト養成プログラム)で培った博士5年一貫教育プログラムを基盤に、技術科学イノベーション研究機構を学びの場とし、対象領域の拡充並びに更なるグローバルリーダーの育成を目的とし、新たな専攻の設置や既存専攻の改組等により、大学院教育を高度化する。◆</p>	<p>III</p> <p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>博士課程教育リーディングプログラムで培った博士5年一貫教育プログラムを基盤にした「豊橋技科大版Industrial Ph. D. (産学協働による博士人材の育成)プログラム」を実施するため、東フィンランド大学(UeF)との博士前期課程ダブルディグリー・プログラム(DDP)に係る協定に続き、博士後期課程DDPに係る協定を締結し、教育課程、共同指導体制、学位審査基準、学位審査体制等の整備を行い、<u>博士5年一貫教育プログラム実施のための準備を完了した。</u></p> <p>令和2年度においては、先行して整備した博士前期課程DDPにおける共同指導体制、学位審査体制に則り、<u>UeFからの第1期生3名に学位審査を実施し、修士学位を授与した。日本人学生5名の第1期生については令和3年3月に授与した。第2期生として、本学3名及び東フィンランド大学院学生3名を本プログラムに受け入れた。令和3年度には博士後期課程第1期生の募集を行い、博士後期課程2名(4月入学生1名、10月入学生1名)を受け入れた。</u></p> <p>コロナ禍においては、留学を伴う本プログラムの実施においても対応を検討しており、オンライン教育を活用し、UeFより学生を受け入れるにあたっては、受入教員及び共同研究先との研究テーママッチ</p>

ングにより、オンラインによるインターンシップを実施した。なお、令和2年度では来日できず、オンラインによる履修を行っていたが、日本政府の水際対策の緩和を受けて本学の学生渡航に関する方針が見直されたことにより、UFE学生は3月から、本学学生は7月から、それぞれ渡航し、互いの受け入れ先大学の下で留学及びインターンシップを行うこととなった。

また、大学院設置基準の改正に基づき、留学中に修得した単位の認定を上限10単位から15単位に拡大する学則の改正を行い、本プログラム履修生の留学先における科目選択の多様性を強化した。

従来の博士前期課程学生に加え、新たに博士後期課程学生が入学し、博士前後期合わせた5年一貫教育が実質化し、事業は順調に進捗している。

<p>I 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 ③ 事務等の効率化・合理化に関する目標</p>

<p>中期目標</p>	<p>21 管理運営への参画, 教育・研究・社会貢献への支援を強化するため, 事務改革を実施する。</p>
-------------	---

中期計画	進捗状況	判断理由 (計画の実施状況等)
<p>【21-01-53】 第3期中期目標期間における事務改革の柱となる「事務改革大綱(第三次)」に基づき, アウトリーチ型の事務改革推進を目指して策定する「第3期事務改革アクションプラン」に掲げた各年度の実行計画の取組を, 80%以上達成する。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 事務改革大綱(第三次)に基づき事務改革アクションプランを策定し, 事務の効率化等に関する各種実行計画の達成状況について自己評価の後, 事務改革推進本部の構成員で検証を行い, 大学公式ウェブサイトで検証結果を公開している。 令和2年度においては, 事務改革アクションプランの達成状況を確認して実行計画を18から17に整理し, コロナ禍の状況下にも関わらず, 超勤時間数の削減, 年休取得率の向上を始め, 全ての実行計画を目標どおり行い, 達成率100%となった。令和3年度においても, 前年度に検証した事務改革アクションプランの達成状況を基に, アクションプランを見直して策定することで, 事務改革におけるPDCAサイクル体制を構築しており, 全ての実行計画における達成率は88%となった。 事務局体制の改革については, 事務連絡協議会の下で類似業務の整理等を行い, 業務の一元化及び平準化を図るとともに, 事務局各課の横断的な業務を執り行うため, リスク・安全管理等の業務ごとに常設の室と時限付きのチームを設置した。また, 令和4年度の事務局再編に向けて, 新体制の整備詳細について協議を行い, 組織の整理と効率化を考慮して事務改革推進本部を事務連絡協議会へと統合し, 事務改革アクションプランの取組を継承することとした。</p>
<p>【21-02-54】 事務職員の適切な処遇を実施するため, 事務職員のキャリアパスの構築と優秀な人材を継続的に雇用できる制度を平成28年度に構築し, 実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 事務連絡協議会及び総務課人事労務室を中心に, 事務局の業務支援体制及び事務局職員等の在り方を, 組織体制・業務, 人事制度等の複数の視点から見直した。また, 業務中心型組織に見直す検討を開始し, 事務職員のキャリアパスや雇用制度の検証と事務局組織の在り方の見直し, 課題を整理し, 令和2年度に「事務局の業務支援体制及び事務局職員等の在り方に関する検討の基本的な考え方」を定め, 一時的な改善ではなく事務局の業務支援体制を継続して改善する仕組みを構築することとした。 この考え方に基づき, 事務局の横断的業務のうち特定業務に時限付きで取り組む業務チームを5チーム設置し, 横断的業務に対応する業務中心型の業務支援体制の組織整備を開始した。 事務局の業務支援体制については, 業務内容・形態, 業務の難易度, 重要性, 専門性等という視点で分類化を行い, 類似的な業務の集約, 一元化, 業務最適化等を検討し, ITの活用を前提とした業務への積極的な転換の取組を推進し, 業務の量や質に柔軟に対応できる人員の再配置を含めた業務中心型組織への再編成を令和4年度に向けて進めている。</p>

事務職員等の人材育成，事務局業務支援体制，業務等の見直しを連動させ一体的に継続して改善する仕組み，特に人材育成等に関する取組を重視して行う方針に見直すこととし，人材育成の目的の柱となる「求める人材像」及び「目指す人材像」，期待する役割や行動・達成行動及びそれに必要とされる職務遂行能力を明確にするとともに，事務職員等の能力向上，高度化に係る現状の課題を抽出し，採用から退職までのキャリア形成の視点からの人事配置，キャリアパスの明確化，人事評価制度や能力開発制度等の体系的な人事制度の仕組みの再構築を進めている。また，再構築後は，人事評価項目と連動した能力開発，実践的な知識・技術を修得できる研修制度の見直しを行うこととしている。

令和3年度より，職員全体の能力向上のため，これまで各担当部局各々で実施されていた各種FD・SD研修を取り纏め，分類分けのうえ必修科目や選択科目に整理する事で，受講を義務化した。

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

(IR体制の強化・活動)

学内の情報を的確に集約・分析、本学の戦略的な諸活動の実施状況と事後効果の分析、学長から指示のあった各種戦略の分析等に関わる業務を行うIR本部を平成28年4月に設置した。当初は、構成員を各系・院からの選出としていたところから、高専との連携を推進する高専連携推進センター、及び広報戦略を担う広報戦略本部からの選出とするように見直しを行い、大学の強みをより目的をもって活用するため、本部長それぞれの観点を課題の把握に活かせるよう体制を整備した。

IR本部としては、IR基礎データとして学内の各種データを整理した上で学内公開し、入試制度の検討や大学経営等に活用する等、学内各所でのデータ利用が可能となるようにした他、学生を対象としたアンケートについて、学内の類似アンケートを調査のうえ、IR本部にて一つのアンケートに統合、設問設計の精査を行い、学生の回答負担軽減をもって回答率を上昇(令和2年度85%→令和3年度89%)させるとともに、各アンケートに分散していた各種データの横断的な分析を可能とした。

また、執行部からの要請に応じて、令和2年度には、学部学生を対象とした大学院進学に関する意識調査、令和3年度には、収入・支出・研究に関する各部署が個別に管理している数値の変遷を整理し、学長等執行部及び戦略企画会議に報告を行う等、IR本部のもとで全学的に整備したIR体制を活用した。

また、研究においては、本学の課題抽出のために大学ランキングの順位結果等を分析した結果、論文投稿支援策を講じる必要があることから、研究推進アドミニストレーションセンターにて、論文数、Top10%論文比率、国際共著論文比率、系ごとの論文生産性の偏り等について、3ヶ月ごとに定点観測を行った。分析結果は、定期的に学長及び教育研究評議会等に報告し、研究に関するIR活動を定着させ、論文発表に係る予算の拡充を実施した。(平成26年度1,000千円から令和3年度9,900千円に増)。【17-03-44】

(年俸制の適用)

承継教員を順次年俸制へ切り替えるとともに、年俸制適用教員として新規採用し、年度計画に掲げる専任教員の年俸制割合(20%以上)の目標値を確保し続けている。(令和4年3月1日専任教員の年俸制割合34.98%)

准教授採用については、テニュアトラック制の適用を原則とし、令和2年度以降は新規採用した8名の准教授全てがテニュアトラック制の適用となっており、年度計画に掲げるテニュアトラック対象者割合の目標値(70%以上)を確保し続けている。また、令和2年10月より、優秀な若手教員の研究環境の安定のため、助教を対象としたテニュアトラック制度も開始している。(令和3年度テニュアトラック対象者割合100%)。【17-03-47】

(クロスアポイントメント制・高度専門職等の適用)

混合給与制度適用在職者を確保するため、第3期中期目標期間中に、他機関とのクロスアポイントメント制度に関する協定を締結し、これまでに12件の適用を行い、年度計画に掲げる混合給与制度の適用者数2人以上を確保し続けている。(令和3年度8名)

高度専門職制度の適用者については、研究支援の強化のため、高度な知識を有する者を研究支援担当として雇用する等、年度計画に掲げる高度専門職制度の適用者数を確保し続けている。(令和3年度13名)【18-02-48】

(若手研究者の雇用)

若手研究者の積極的採用に努め、令和元年度より開始した豊橋技術科学大学大樹プログラム(一定の条件を満たす博士学位取得直後の若手研究者及び博士課程在籍者を対象に、研究に専念できる経済的、業務的条件を与える事で若手研究者の育成に資する制度)の継続実施や、令和2年10月より助教に対するテニュアトラック制度を制定する等、優秀な若手研究者が安定的に研究に専念できる環境づくりを行うことで、令和3年度においては、本務教員における40歳未満の若手割合28.7%を確保した。【19-01-49-1】

(女性教員・外国人教員の雇用)

学長と女性研究者との懇談会の実施、トイレへのおむつ台の設置、介護・育児に係る在宅勤務制度の構築、託児費用の補助、女性のプレゼン力アップ研修等の男女共同参画の取組を推進するとともに、女性教員採用計画を策定し、この計画に基づき、女性限定公募・女性優先的公募等により、これまでに20名の女性教員を採用し、本務教員における女性割合を確保し続けており、女性教員割合は、平成27年度5.8%から令和3年度11.21%と向上した。

さらに、平成28年度に第3期中期目標期間の女性上位職登用計画を策定し、これに基づき、指導的地位に女性を配置し、各年度とも登用計画以上の女性上位職を確保している。

<令和3年度>

役員：1名(実績1名)

管理職：3名以上(実績3名)

管理職手当支給対象者：4名以上(実績4名)

外国人教員については、学長と外国人教員との懇談会等を実施し、要望や課題を抽出して日本語講座の実施や外国人雇用計画を策定する等により、これまでに14名の外国人教員を採用し、本務教員における外国人割合(外国の大学で学位を取得した日本人教員を含む)を確保し続けており、外国人教員割合は、平成27年度4.6%から令和3年度9.42%と向上した。

また、多様な人材が働きやすい環境の醸成に取り組んでおり、ダイバーシティに関する研修や、育児・介護の案内冊子を作成・配付等の啓発活動を実施した他、令和3年度には、在宅勤務等を可能とし、多様な働き方を推進するため

に就業関連規則の改正を行った。【19-01-49-2】 【19-02-50】

（技術科学イノベーション研究機構の運営）

先端技術と先端知との融合研究拠点である「エレクトロニクス先端融合研究所」と「4つのリサーチセンター」の研究活動をまとめ、さらに支援組織として「研究推進アドミニストレーションセンター」を加え、オープンイノベーション実現に向け研究を推進し、産学共創の拠点として「技術科学イノベーション研究機構」を平成28年4月に設置した。

エレクトロニクス先端融合研究所の研究領域については、従来の2分野から、5分野に研究分野の拡充をした。また、令和2年度には、学長預かりである教員定員枠（学長戦略企枠）を活用し、エレクトロニクス先端融合研究所へ優秀な若手研究者を集める仕組みを構築した。それらの結果、当該見直し前（平成31年3月1日現在）の本務教員5名から、現在（令和4年3月1日現在）は本務教員10名となり、研究を推進している。

技術科学イノベーション研究機構において研究支援業務を担う、研究推進アドミニストレーションセンター（RAC）においては、URAとコーディネーター（CD）が混在していたが、URA職務を再整理し、URAの職階及び適用基準をリサーチ・アドミニストレーター選考等規程で定めた上で、在籍するCDをURAに転身させるとともに、外部研修を活用し、企画力等のスキルアップにより、RACの組織力アップを図った。

また、支援体制の強化とともに、同機構に3つの戦略研究部門（創発型システム研究部門、社会システム研究部門、先端（融合）研究部門）を置き、企業等からの外部資金等のマッチングファンド方式による「イノベーション協働研究プロジェクト」を開始し、協働研究を推進する体制を整備した。イノベーション協働研究プロジェクトにより、令和2年度は、大学として118百万円拠出して482百万円の外部資金を獲得し、令和3年度は113百万円拠出して510百万円の外部資金を獲得した。

平成28年度には、3つの「先端共同研究ラボラトリー」を設置した。学内への企業誘致の足がかりとして、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設（固体機能デバイス研究施設を含む。）における、研究設備・機器の学外者利用に係る料金（1日9万円）を設定し、共同利用の提供を開始した。

先端共同研究ラボラトリーについては、期間中に終了した先端共同研究ラボラトリーについて、技術科学イノベーション研究機構委員会で研究成果の検証を行い、評価を行った。並行して新規設置について学内募集を行い、当該ラボラトリーの設置目的、研究内容、期待される効果等を評価項目として、戦略企画会議での意見聴取、教育研究評議会での審査及び役員会での審議を経て、以下のとおり3件の新規設置を決定した。

（新規設置先端共同研究ラボラトリー）

- ・TUT-ISYS (Institute for System Dynamics, University of Stuttgart)
先端システム工学国際共同研究ラボラトリー
（設置期間：平成31年4月1日～令和4年3月31日）
- ・NCU-TUT先端医薬工学共同研究ラボラトリー
（設置期間：令和4年2月1日～令和7年3月31日）
- ・ニッカ電測-TUT磁気センシング応用先端共同研究ラボラトリー

（設置期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

その他、技術科学イノベーション研究機構における、産学連携拠点としての主な取組は以下のとおり。

- ・先端融合ロボット技術実現のため、組織対組織の大型共同研究プロジェクトとして、地域の民間企業と、エレクトロニクス先端融合研究所長を研究総括とする共同研究講座を設置した。
- ・産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）について、令和2年度から、本格実施フェーズに移行し、OPERA支援室を設け、事業推進した。また、令和3年度には、参画機関22社、共同研究費132,290千円に拡大するとともに、様々な機関が得意とする技術、ノウハウ、特許を集結させて、直面する問題に対して幅広い分野で新たな価値の創造や新産業の創出を目指す「大樹型オープンイノベーション」を推進し、継続的なプロジェクトの推進を可能とする基盤を構築した。【20-01-51】（◆）

（産学協働による博士人材の育成プログラム）

博士課程教育リーディングプログラムで培った博士5年一貫教育プログラムを基盤にした「豊橋技科大版Industrial Ph.D.（産学協働による博士人材の育成）プログラム」を実施するため、東フィンランド大学（UEF）教授をクロスアポイントメント制度で雇用し、実務訓練受入先の開拓の他、学生募集、選考方法、学生支援等について検討し、博士前期課程ダブルディグリー・プログラム（DDP）の体制を整備した。

続いて、博士後期課程DDPに係る協定を締結し、教育課程、共同指導体制、学位審査基準、学位審査体制等の整備を行い、博士5年一貫教育プログラム実施のための準備を完了した。

令和2年度においては、先行して整備した博士前期課程DDPにおける共同指導体制、学位審査体制に則り、UEFからの第1期生3名に学位審査を実施し、修士学位を授与した。日本人学生5名の第1期生については、令和3年3月に授与した。第2期生として、本学3名及び東フィンランド大学院学生3名を本プログラムに受け入れを行った。令和3年度には博士後期課程第1期生の募集を行い、博士後期課程2名（4月入学生1名、10月入学生1名）を受け入れた。

コロナ禍においては、留学を伴う本プログラムの実施においても対応を検討しており、オンライン教育を活用し、UEFより学生を受け入れるにあたっては、受入教員及び共同研究先との研究テーママッチングにより、オンラインによるインターンシップを実施できる体制を整備した。なお、日本政府の水際対策の緩和を受けて本学の学生渡航に関する方針が見直されたことにより、UFE学生は3月から、本学学生は7月から、それぞれ渡航し、互いの受け入れ先大学の下で留学及びインターンシップを行うこととなった。

また、大学院設置基準の改正に基づき、留学中に修得した単位の認定を上限10単位から15単位に拡大する学則の改正を行い、本プログラム履修生の留学先における科目選択の多様性を強化した。【20-02-52】（◆）

（事務改革の取組）

学長を本部長とする事務改革推進本部において、第3期中期目標期間に向けて、平成27年度に策定した「豊橋技術科学大学事務改革大綱（第3次）」に基

づき、毎年度、その年度に実施する事務改革にかかる実行計画をまとめた「事務改革アクションプラン」を策定し、掲げた実行計画の取組みを実行した。掲げた実行計画については、半期に一度、事務改革推進本部にて進捗確認をした上で、年度終了後に、各部局で自己評価を行い、事務改革推進本部の構成員である教員3名と副本部長（事務局長）が自己評価の検証を行い、取組状況を評価しており、各年度とも、80%以上を達成した。これらの取組みの実行と評価と検証の状況は、次年度のアクションプラン策定に反映させるなどのPDCAサイクルを実施しており、検証結果は大学公式ホームページにて公開している。

事務局体制の改革については、事務連絡協議会の下で類似業務の整理等を行い、業務の一元化及び平準化を図るとともに、事務局各課の横断的な業務を執行するため、リスク・安全管理等の業務ごとに常設の室と時限付きのチームを設置した。

また、令和4年度の事務局再編に向けて、新体制の整備詳細について協議を行い、組織の整理と効率化を考慮して事務改革推進本部を事務連絡協議会へと統合し、事務改革アクションプランの取組を継承することとした。【21-01-53】

（事務職員のキャリアパス構築等）

平成28年度に、事務職員の人事計画（研修等含む）及び事務職員自身がキャリアプランを設計できるよう、職位の職務、給与及び経験年数及びキャリアステップを明示した事務職員のキャリアパスを策定した。また、業務中心型組織に見直す検討を開始し、事務職員のキャリアパスや雇用制度の検証と事務局組織の在り方の見直し、課題を整理し、令和2年度に「事務局の業務支援体制及び事務職員等の在り方に関する検討の基本的な考え方」を定め、一時的な改善ではなく事務局の業務支援体制を継続して改善する仕組みを構築することとし、この考え方に基づき、事務局の横断的業務のうち特定業務に時限付きで取り組む業務チームを5チーム設置して、横断的業務に対応する業務中心型の業務支援体制の組織整備を開始した。業務の量や質に柔軟に対応できる人員の再配置を含めた業務中心型組織への再編成を令和4年度に向けて進めている。

また、令和3年度より、職員全体の能力向上のため、これまで各担当部局各々で実施されていた各種FD・SD研修を取り纏め、分類分けのうえ必修科目や選択科目に整理する事で、受講を義務化した。

優秀な人材の継続的雇用については、非常勤職員が、無期雇用職員への転換ができる大学独自の無期雇用制度を構築し、延べ40名以上の非常勤職員を無期雇用職員に転換した。【21-02-54】

2. 共通の観点に係る取組状況

（ガバナンス改革の観点）

（学長戦略予算・定員）

学長戦略枠として、学内予算において、各年度の一般会計予算の10%以上（719～812百万円、13～15%）を確保した。教員定員においては、各年度で20%以上（53～56名、22～23%）を確保した。

戦略的な予算配分の一環として、以下の施策等を実行した。

研究力向上においては、研究推進アドミニストレーションセンターにて、論

文数、Top10%論文比率、国際共著論文比率、教員組織ごとの論文生産性等のデータを分析し、その分析結果を踏まえて、国際発表論文の投稿料等の支援を行う論文発表等支援経費（学長裁量経費）予算の拡充及び申請要件の見直し等を行い、平成27年度には14件・1,000千円の支援であったが、令和3年度には78件・9,900千円の支援を実施した。

コロナ禍においては、独自の学生生活支援金制度の創設、独自の授業料免除、学生TA雇用による学生支援、学生貸出用PC等の購入、学生の食生活を支援するエールランチ（無料のランチ）の提供、大学サーバーの増強、在宅勤務推進に向けた事務職員用ノートPC購入等のコロナ対策を実施した。

人員配置においては、学長のリーダーシップにより、学長戦略枠を用いて、本学の強みであるエレクトロニクス先端融合研究所へ7名の若手教員を教授任用し、配置した（令和4年4月1日採用を含む）。【17-01-42】

また、特別貢献手当支給細則に基づき、教育・研究・社会貢献に高く寄与した教員およそ140名/年に、間接経費により特別貢献手当12,000千円を支給した。【17-01-42】

（外部有識者の意見の反映・公表）

学長の諮問に応じて学外有識者から本法人業務についての助言・提言を得るアドバイザー会議について、令和2年度から委員数を13名から22名へ増員し、学術界の委員と産業界の委員のバランスを考慮するとともに、女性（22名中4名）及び外国人（22名中2名）を増やすことで、より多様な方面からの意見を得られる体制とした。

会議の実施方法についても、ブランディング戦略や博士後期課程日本人学生の増加策等、本学の課題となる具体的な事項について議論を行う形に変更した他、多くの委員からの意見を聴取するため、令和3年度には、必要に応じて分科会を設置できるよう制度を整え、第4期中期目標期間中において活用を検討することとしている。

経営協議会及びアドバイザー会議には監事が列席しており、議上で意見を聞いている他、委員である学外有識者から得た意見は、継続して大学公式ホームページで公表するとともに、大学運営に活用し、その反映状況について監査を受けている。また、特別講演で講師として招いた学外有識者との懇談、保護者懇談会における保護者からの意見交換等、多様な学外者からの意見を聞く機会を設け、意見を大学運営に活用させた。【17-02-43】

（学長補佐体制の強化）

平成29年度からは、企業役員を経営戦略担当理事（非常勤）として任命し、大学運営に企業経営の視点を取り入れる体制を構築したとともに、商工会議所の大学見学会や個別企業の研究室訪問の企画等、同理事が産学連携の橋渡し役として活動することで、組織対組織の機関連携型共同研究協定の締結等の成果を上げた。また、組織対組織の機関連携型共同研究協定の締結先企業の研修・人材育成事業の受託といった、企業の視点に立った取組を新たに開始している。

また、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則への対応プロセス等を通して、理事の職務における具体的な達成目標、評価と処遇に関し具体的な内容を盛り込んだ「国立大学法人豊橋技術科学大学の法人経営及び教学運営を担い得

る人材確保及び育成に関する方針」等を策定し、公表した他、令和元年度では副学長8名だったところ、令和2年度から副学長5名及び学長特別補佐7名と執行部を増員し、学長がリーダーシップを発揮できるガバナンス体制の構築を推進した。【17-04-45】

（監事の監査機能の強化）

毎月、月例監事会を開催しており、監事が会計監査及び業務監査を行った内容について議事録にまとめて学長・理事に報告している。また、学長・理事との年3回程度の定期的な意見交換を実施しているほか、ダイバーシティや国際交流等の特定のテーマに基づき、担当の副学長等へのヒアリングを行っており、監事監査機能を効果的に果たしている。

監査室では、監事が出席できなかった会議の資料、接受・発送している文書について整理のうえ、監事へ内容説明をしており、監事の効率的な監査を補助している。また、学外の公認会計士に監査アドバイザーを委嘱し、月例監事会を始めとした内部監査において、会計に係る専門知識を生かした助言を得る体制を構築し、監査機能を強化している。

また、委員会等の会議開催状況の調査においては、専門部会以下の組織まで調査対象を広げ、学内の組織運営状況をより正確に把握したことにより、教職員に会議対応による過度な負担がかからないよう提言を行い、令和4年度からの組織改革においては、組織の統廃合を進めることとなった。令和2～3年度においては、監事からの意見の結果、研究費不正使用等に係る外部通報窓口の設置、コロナ禍における遠隔会議の開催に係る規則整備等、学内の諸体制の改善が行われた。【17-05-46】

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 22 財政基盤を強化するため、外部研究資金及び寄附金その他の自己収入を増加させる。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【22-01-55】 迅速かつ的確な競争的資金の情報収集及び産業界・地方公共団体等との連携協力等により、外部研究資金収入を増加させるとともに、開学40周年記念事業、学生支援基金の創設等、新たな収入獲得事業を確立し、自己収入を増加させる。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 競争的資金の獲得については、公的な競争的資金、財団等の研究助成に関する公募情報を収集し、学内にメール等で展開した。これらの情報と過去の採択状況を整理し、URAを通して教員個別に情報提供と応募に向けた検討を行った。 <u>JST/A-STEPの学内公募説明会を行った。採択倍率、採択実績等の情報に基づき、希望教員に対してJST/T/マッチングプランナーを招いて事前相談会や教員個別に担当URAがマッチングプランナーと連携し申請資料の支援を行った。令和2年度トライアウト：8件応募，5件採択，育成型：8件応募，1件採択となった。なお，令和3年度の公募はなかった。</u> <u>NEDO/若サボ事業（官民による若手研究者発掘支援事業）の学内公募説明会を行い，令和3年度は4件応募し3件採択された。</u> また，組織対組織の共同研究講座の設置に向けて，重点化してプレアワード・ポストアワードを推進した。特徴的な取組は次のとおり。 マッチングファンド形式で研究を促進するための本学独自の取組み，「イノベーション協働研究プロジェクト」第2期における計画通りの成果を上げた。この取組みにより，令和2年度は，大学として1.18億円拠出し，3.88億円の外部資金を獲得，令和3年度は1.13億円拠出し，5.10億円の外部資金を獲得した。 <u>なお，国立大学における民間企業との共同研究は令和2年度では491,978千円に達し，研究者1人当たり研究費受入額は2,424千円となり，全国1位となった。</u> <u>愛知県の研究開発プロジェクトの「知の拠点あいち第Ⅲ期重点研究プロジェクト」において本学は5プロジェクトを推進し，2プロジェクトが最高評価の「S」，3プロジェクトが「A」を獲得できた。</u> 令和元年度から制度化して取組んでいる共同研究講座を4つ設置し，プロジェクト研究を推進した。 本学及び長岡技科大が共同で地域産学官金共創プラットフォームを構築し，地域自治体首長，金融機関，産業界のトップで構成する「技術科学統括協議会」を中心に連携強化を図った。</p> <p>各種基金の獲得については，学内イベントや地域企業の交流会における学長等による基金への協力依頼を継続して行っている他，基金への高額寄附者に対する表彰式の開催，さらにはオンラインで開催したホームカミングデーにおいて基金の受入状況，活動状況を報告するとともに基金支援について広報活動を行った。コロナ禍においては，生活困窮学生への支援を目的として新型コロナウイルス感染症対策緊急</p>

募金を設置し、同窓会を始め、学内外から多くの寄附があった。（令和2及び3年度計：30,103千円）
本基金を活用した学生への支援として、返済不要の特別奨学金の支給及び留学生渡日費用等の留学支援を実施し、学生の学びの継続のために活用した。2年間におけるコロナ禍での取組及び具体の支出状況は以下のとおりである。

給付型奨学金（コロナ対策支援） 23,340千円（@30,000×778名）

特別奨学金（緊急学生支援金） 15,092千円（61名）

学生渡日・海外渡航支援（給付型） 2,240千円（28名）

また、新たな形の資金調達を検討するため、クラウドファンディングに関するチームを立ち上げ、他大学・関連業者について調査を行い、令和2年度に「国立大学法人豊橋技術科学大学クラウドファンディング実施要項」を策定した。令和2年度と令和3年度に、課外活動団体の豊橋技術科学大学ロボコン同好会においてクラウドファンディングを立ち上げ、目標金額1,000千円に対して、それぞれ1,216千円（支援者66名）、1,425千円（支援者109名）と目標を達成し、支援を受けることができた。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	23 財務分析等を活用し、業務の一層の見直しを図り、管理的経費の効率化・合理化を実施する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【23-01-56】 効率的な法人運営のため、業務内容を数値化・指標化等する方法で効率性・経済性を検証するとともに、期間中の一般管理費比率を6%以内に抑制する。	IV	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況)</p> <p>予算編成時、一般管理費に係る諸費目（旅費・会議費等）の歳出予算額を抑え、経費抑制を図った。</p> <p>令和2年度から特別高圧受電移行に伴う電気受給契約を見直したことにより、全体の電気料について、第2期中期目標期間末から約16%（221,924千円→186,195千円【令和2年度実績】）削減した。さらに、令和3年度より電気供給事業者を見直し、全体の電気料について、第2期中期目標期間末から約21%（221,924千円→176,367千円【令和3年度実績】）削減した。</p> <p>令和3年度末までの期間中、全ての年度において、一般管理費率6%以内の中期計画を達成した。また、令和2年度まで、Bグループ（医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍を上回る国立大学法人13大学）の一般管理費比率の平均を下回ることが出来た。（令和3年度は集計中）</p>

I 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善に関する目標 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標
--

中期目標	24 資産の効率的かつ効果的な運用管理を実施する。
------	---------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【24-01-57】 東海地区国立大学法人事務連携等を活用し、効率的な資金運用を実施するとともに、体育施設の開放等、教育・研究活動に支障のない範囲で現有資産を適切に利活用する。	III	（令和2及び3事業年度の実施状況） 役員会において、「資金運用に係る運用方針」を定め、金融・経済情勢に対応した安全・確実な資金運用のため、市場調査、金融機関との個別相談等を行い、金利情勢、実施コストを踏まえ、令和2年度は資金運用は取りやめた。令和3年度は余裕金の状況を踏まえて、各金融機関を調査した結果、資金運用は可能であると判断し、定期預金での資金運用を行った。 施設の活用においては、インキュベーション施設の居室を共同研究等を行う民間企業へ貸付を行い（9件）、約270万円の使用料を得た。選挙の移動期日前投票所として、大学の駐車場を10月及び2月に無償使用を許可し、地域社会へ貢献した。

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

(自己収入増加への取組)

競争的資金の獲得については、公的な競争的資金、財団等の研究助成に関する公募情報を収集し、学内にメール等で展開した。これらの情報と過去の採択状況を整理し、URAを通して教員個別に情報提供と応募に向けた検討を行った。

また、平成28年度に「組織」対「組織」を基本とした新たな共同研究を「機関連携型共同研究」と定義し、「間接経費」の在り方を見直し、共同研究実施に係る本学研究代表者等の人件費相当額、施設及び設備の維持管理費、管理事務経費などの共同研究実施に付随する経費を「産学連携経費」として整理した*1。平成28年度には関係規程を整備し、「産学連携経費」は「直接経費」の30%とした。

これらの取組により、共同研究の産学連携経費(間接経費)受入額は、第2期中期目標期間の平均は24,140千円であったが、第3期中期目標期間(平成28～令和3年度)の平均は67,153千円と大幅に増加した。

イノベーション協働研究プロジェクトによるマッチングファンド形式の共同研究の推進、研究アドミニストレーションセンターによる支援等により、共同研究受入額は、第2期中期目標期間の平均271,000千円から、第3期中期目標期間平成28～令和3年度の平均は516,186千円に大幅に増加した。

平成30年度に技術相談取扱規程を制定し、技術相談料を有料化し、自己収入増加に繋がった(平成28年度883千円→令和3年度1,859千円)。

外部資金(共同研究、受託研究、受託事業、寄附金)収入は、平成27年度決算においては989,000千円であったが令和3年度決算においては1,231,618千円に増加した。

自己収入比率(業務活動収入のうち、運営費交付金収入と補助金収入を除いた収入の割合。)について、平成27年度決算においては35.2%であったが令和3年度決算においては39.0%に向上した。

寄附金獲得戦略を策定するとともに、開学40周年を機に、平成28年度から新たに修学支援事業基金を設置した。コロナ禍において、生活困窮学生への支援を目的として新型コロナウイルス感染症対策緊急募金を設置し、学内イベントや地域企業の交流会における学長等による基金への協力依頼を継続して行った他、基金への高額寄附者に対する表彰式の開催、さらにはオンラインで開催したホームカミングデーにおいて基金の受入状況、活動状況を報告するとともに基金支援について広報活動を行った。このことにより、同窓会を始め、学内外から多くの寄附があった。(第2期中期目標期間の平均受入額2,476千円→第3期中期目標期間平均受入額17,058千円)

平成29年度には、豊橋技術科学大学基金(教育研究支援基金、修学支援事業基金)の概要及び寄附の申込方法を記載した基金ホームページを開設した。また、古本募金事業、遺贈制度を新たに導入し、チラシや古本募金ホームページ等を通じて広報活動を行った。

また、新たな形の資金調達を検討するため、クラウドファンディングに関するチームを立ち上げ、他大学・関連業者について調査を行い、令和2年度に「国立大学法人豊橋技術科学大学クラウドファンディング実施要項」を策定した。【22-01-55】

*1「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」産学官連携における費用負担の適正化・管理業務の高度化に係る取組

(一般管理費の抑制)

予算編成時に、一般管理費に係る諸費目(旅費・会議費等)の歳出予算額を抑え、経費抑制を図った。

管理部門(総務課、会計課、施設課)における予算について、第2期中期目標期間末から、事務経費を10%削減した。

空調機器・照明器具・水回り設備の節約型への更新、複写機の利用状況の数値化・啓発活動等を実施するとともに、令和2年度から特別高圧受電移行に伴う電気供給契約を見直し、さらに、令和3年度より電気供給事業者を見直し、全体の電気料について、第2期中期目標期間末から約21%(221,924千円→176,367千円【令和3年度実績】)削減した。

これらの取組の結果、令和3年度末までの期間中、全ての年度において、一般管理費率6%以内に抑制した。また、令和2年度まで、Bグループ(医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍を上回る国立大学法人13大学)の一般管理費比率の平均を下回ることが出来た。(令和3年度は集計中)【23-01-56】

(資産の有効活用)

学外者への研究設備・機器の共同利用を促進し、平成29年度からは、エレクトロニクス先端融合研究所の研究設備・機器の利用を本格運用し、学外者からの研究設備利用料収入が増加した。また、インキュベーション施設の居室を共同研究等を行う民間企業へ貸付を行った。

こうした研究設備の有効活用、グローバル学生宿舎の新設(平成28～30年度)等により、財産貸付料収入は、平成27年度の76,000千円から、令和3年度は129,256千円に増加した。【24-01-57】

2. 共通の観点に係る取組状況

(財務内容の改善の観点)

(自己収入増加への取組)

2013(平成25)年度に設置した研究推進アドミニストレーションセンターにおいて、研究戦略立案から競争的資金獲得、産学官連携プロジェクト企画・運営、広報・アウトリーチ活動に至るまで一貫した支援*2を行っており、「組織」対「組織」を基本とした「機関連携型共同研究」を推進し、令和元年度に共同研究講座2件、令和2年度に1件、令和3年度に1件を設置*3し、大型の

共同研究費を獲得した。

200万円以上の共同研究については、直接経費の30%を産学連携経費（間接経費）とすることを規定化した。共同研究費の受入増加と併せ、共同研究の産学連携経費（間接経費）受入額は、平成27年度は31,395千円であったが、令和3年度は、94,864千円と約3倍に増加した。

イノベーション協働研究プロジェクトによるマッチングファンド形式の共同研究の推進、研究アドミニストレーションセンターによる支援等により、共同研究受入額は、平成27年度の344,000千円から、令和3年度は558,000千円に大幅に増加した。

平成30年度に、技術相談取扱規程を制定し、技術相談料を有料化し、自己収入増加に繋がった（平成28年度883千円→令和3年度1,859千円）。

修学支援事業基金、教育研究支援基金募集のため、令和元年度に開学以降初めて開催したホームカミングデー案内に基金パンフレットを同封したほか、卒業生を対象に基金パンフレットを配付するなど募集の取組を行った。これらの活動の結果、卒業生からの寄附件数は29件に増加した。また、基金への寄附は、全体として81件となり、平成27年度の受入額が230千円だったところ、令和3年度の受入額は2,758千円と、大きく上回る資金（いずれも運用益含む）を獲得した。

外部資金（共同研究、受託研究、受託事業、寄附金）収入は平成27年度決算においては989,000千円であったが令和3年度決算においては1,244,000千円に増加した。

自己収入比率について、平成27年度決算においては35.2%であったが、令和3年度決算においては39.0%に向上した。

*2 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」組織的な連携体制

に係る取組

*3 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」「組織」対「組織」の「本格的な共同研究」に向けた産学官での挑戦に係る取組

（一般管理費の抑制）

予算編成時に、一般管理費に係る諸費目（旅費・会議費等）の歳出予算額を抑え、経費抑制を図り、一般管理費比率は各年度ともに6%以内に抑制することができた。

（資産の有効活用）

学外者への研究設備・機器の共同利用を促進し、平成29年度から、エレクトロニクス先端融合研究所の研究設備・機器の利用を本格運用し、本格運用前の平成30年度の269千円から、平成29～令和3年度は年平均1,838千円と6.8倍以上に増加した。

研究設備の有効利用、グローバル学生宿舎の新設（平成28～30年度）等により、財産貸付料は、平成27年度の76,000千円から令和3年度は129,256千円に増加した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期 目標	25 自己点検・評価を適切に実施し、評価結果を大学活動全般の改善に活用する。
----------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
【25-01-58】 教育研究等の質を維持・向上させるため、教員個人評価を含む自己点検・評価を毎年度実施するとともに、評価体制及び内容等を点検・評価を中心となって実施する組織が連携して見直し、PDCAサイクルを有効に機能させる。	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>毎年度、教員個人評価及び中期計画・年度計画に係る自己点検・評価を実施した。</p> <p>教員個人評価については、目標・評価本部にて改善のたたき台を作成し、大学点検・評価委員会にて検討・審議をし、事後の検証を目標・評価本部で実施する体制を継続しており、細かい改善（連絡内容・時期の改善、データ整理の前倒し化、期限の厳格化等）を実施する等、PDCAサイクルを機能させている。また、その評価結果は、勤勉手当あるいは業績評価額に反映した。</p> <p>令和2及び3年度においては、評価に活用しているresearchmapのバージョンアップへの対応（評価項目の整理）等の改善をした。</p> <p>中期計画・年度計画の自己点検・評価にあたっては、具体的計画（取組）を実施している各部局は半期毎に実施状況を点検・報告し、その状況を目標・評価本部にて点検・評価し、各部局にフィードバックし、部局にて改善をする仕組みを継続的に実施している。</p>
【25-02-59】 教育研究活動等の質を保証するため、大学機関別認証評価等の第三者評価を平成31年度に受審し、その結果を大学活動全般に活用する。	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>法人評価に係るヒアリング時の質問事項、並びに法人評価の本法人及び全国の評価結果の状況を学内会議にて説明し、課題認識を共有した。</p> <p>令和元年度、4年目終了時評価、令和2年度に係る実績評価については、全て「順調」か「計画以上の進捗」であり、課題はなかったが、他法人の「遅れている」と評価された事案の具体例等を周知し、各部局で点検を実施した。</p> <p>令和元年度に受審した機関別認証評価の結果については、「大学基準を満たしており、内部質保証が優れて機能している」と評価され、その他にも複数の優れた点を掲げられるなど良好な評価であった。内部質保証をより適切に機能させるために、外部評価、自己点検・評価に関する作業スケジュールを一覧表形式でまとめ、自己点検・評価に係るスケジュールの見える化を実施した。</p>

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	26 社会に対し開かれた大学として、大学情報の積極的かつ効果的な公開・発信を実施するとともに、本学のブランディング向上のための戦略的な広報活動を進める。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【26-01-60】 PDCAサイクルの考えのもと、より効果的な情報発信の方法改善を継続的に行い、本学の強みや特色、社会的役割並びに実績を踏まえた情報発信を、SNS、定例記者会見、刊行物等を活用し、国内外に向けて実施する。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 年間10回の定例記者会見や国内外へのプレスリリースを随時行い、222件（令和2年度117件、令和3年度106件）の報道発表をし、457件（令和2年度303件、令和3年度154件）の報道掲載があった。またSNSでの情報発信での登録者数は、1282名（令和2年度649名、令和3年度633名）増加し、<u>Nature Indexへの記事掲載やJR名古屋駅新幹線改札内に本学サインボードの掲出（令和3年11月から）、大学概要等の刊行物を利用した本学情報の発信により、広く国内外へ向け発信ができています。</u> 令和2年度はコロナウイルス感染症拡大の影響により、オープンキャンパスの現地開催を取り止め、高校生・高専生及びその保護者を対象としたオンライン開催とし、579名の参加があった。<u>令和3年度は高校生・高専生及びその保護者を対象としたオープンキャンパス（現地開催・オンライン開催）と、地域・一般を対象とした「技科大フェスティバル」に再編した。</u>令和3年度オープンキャンパスは、<u>実地及びオンライン開催を予定していたが、本学活動基準レベルにより、実地開催をオンライン開催にして実施した。</u>公式ウェブサイトや特設ウェブサイト等を通じ情報発信を行い、併せて539名の高校生・高専生とその保護者の参加があった。 年間100件以上報道発表の計画に対し、学内の情報収集を行い、令和2年度及び3年度ともに計画どおり実施できた。また、より効果的な情報発信をするため、<u>オンライン記者会見の実施及びYouTubeでの会見動画配信など新たな発信方法を導入し、報道発表での掲載率が令和2年度58%に対し、令和3年度では70%に向上した。</u> また、本学の強みや特色、社会的役割並びに実績を効果的に情報発信するため、令和3年度年度計画に基づき、<u>新入生アンケートやオープンキャンパス等のアンケート結果等から課題を抽出し、スマートフォンによる閲覧を考慮した、より分かりやすい情報発信をするため、公式ウェブサイトのリニューアルを令和3年度に着手した（令和4年度3月末完了予定）。</u></p>

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

(自己点検・評価)

業務運営等に関する自己点検・評価について、毎年度、具体の計画（取組）を実施している各部署は半期毎に実施状況を点検・報告し、その状況を目標・評価本部にて点検・評価し、各部署にフィードバックし、部署にて改善をする仕組みを継続的に実施している。大学全体の諸活動に係る本学独自に作成した「自己評価書」は、公式ホームページにて公表した。

教員個人評価については、目標・評価本部にて改善のたたき台を作成し、大学点検・評価委員会にて検討・審議をし、事後の検証を目標・評価本部で実施する体制を継続しており、細かい改善（連絡内容・時期の改善、データ整理の前倒し化、期限の厳格化等）を実施する等、PDCAサイクルを機能させている。また、その評価結果は、勤勉手当あるいは業績評価額に反映し、さらに平成23年度より、エンカレッジを目的として、教育職員の個人評価の元となる各種業績データ統計を職位別・所属別に学内公表している。

また、教育職員の個人評価における公平性、客観性を向上させることを目的として、評価のための業績データをresearchmap登録データと事務手続きに基づく事務局保有データから作成することとし、それに伴い、評価基準の見直しを行った。外部に公表されたデータ（researchmap登録データ）及び事務手続きに基づくデータを活用することで、より客観性が高いデータによる評価となり、同時に、教員のデータ入力及び事務職員のデータ集計に係る作業負担を軽減することができた。

令和2及び3年度においては、評価に活用しているresearchmapのバージョンアップへの対応（評価項目の整理）等の改善をした。【25-01-58】

(機関別認証評価)

大学機関別認証評価について、学内の自己点検に基づき、自己評価書の作成、根拠資料の整理等を行い、大学機関別認証評価を受審した。確認があった事項について、規則の改正等も含め対応し、認証を受け、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定取得及びこの評価の観点を用いた自己点検評価について「内部質保証が優れて機能している」との評価結果を得た。

法人評価に係るヒアリング時の質問事項、並びに法人評価の本法人及び全国の評価結果の状況については、学内会議にて説明し、課題認識を共有した他、内部質保証をより適切に機能させるために、外部評価、自己点検・評価に関する作業スケジュールを一覧表形式でまとめ、自己点検・評価に係るスケジュールの見える化を実施した。【59-01】

(情報発信)

年間10回の定例記者会見や国内外へのプレスリリースを随時行い、第3期中期目標期間中に年平均100回の報道発表をし、計1,144件の報道掲載があった。より効果的な情報発信をするため、オンライン記者会見の実施及びYouTubeでの会見動画配信を導入し、報道発表での掲載率が令和2年度58%に対し、令和3年度では70%に向上した。

SNSでの情報発信については、Twitter・facebook・Youtubeの登録者数が1,636名・2,613名・829名と増加しており、広く情報発信を行っている。また、Nature Indexへの記事掲載やJR名古屋駅新幹線改札内に本学サインボードの掲出（令和3年11月から）、大学概要等の刊行物を利用した本学情報の発信により、広く国内外へ向け発信するために新しいアプローチを試みている。

オープンキャンパスについては、地域貢献事業の一つと位置付け、受験生への情報提供に加え、小学生向け体験教室や講演会、同窓会企画等を開催し、広く一般市民に大学を公開している。地域の夏休みイベントとして定着し、平成28年度は約2,900名、平成29年度は2,610名、平成30年度は2,720名、令和元年度は2,390名の来場があった。令和2年度はコロナウイルス感染症拡大の影響により、オープンキャンパスの現地開催を取り止め、高校生・高専生及びその保護者を対象としたオンライン開催とし、579名の参加があった。令和3年度は、受験生向けの情報発信と、地域貢献を兼ねた情報発信と目的を明確化し、高校生・高専生及びその保護者を対象としたオープンキャンパス（実地開催・オンライン開催）と、地域・一般を対象とした「技科大フェスティバル」に再編した。

令和3年度オープンキャンパスは、実地及びオンライン開催を予定していたが、本学活動基準レベルにより、実地開催をオンライン開催にしても実施した。公式ウェブサイトや特設ウェブサイト等を通じ情報発信を行い、併せて539名の高校生・高専生とその保護者の参加があった。

本学の強みや特色、社会的役割並びに実績を効果的に情報発信するため、令和3年度年度計画に基づき、新入生アンケートやオープンキャンパス等のアンケート結果等から課題を抽出し、スマートフォンによる閲覧を考慮した、より分かりやすい情報発信をするため、公式ウェブサイトのリニューアルを行った。

広報誌については、従来、学内向けの内容であった広報誌「天伯」を、高校生、高専生、OBなど学外向けにリニューアルした。また、その中のコンテンツをSNSにより発信した結果、平成30年度のTwitterの投稿数・閲覧数・エンゲージメント数は前年度に対し約2倍以上となり、Facebookについても投稿数・閲覧数・エンゲージメント数が約1.1～1.4倍となった。【26-01-60】

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期 目標	27 キャンパスマスタープランに基づく施設設備整備を推進し、魅力あるキャンパス環境を形成する。
----------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況）
<p>【27-01-61】 安全安心、環境及び景観を重視し策定したキャンパスマスタープランに基づき、計画的なキャンパス整備を実施するとともに、適切な維持管理やエネルギーの効率的な利用を推進する。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>①キャンパスマスタープランに基づき、次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽施設の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・全教室(A棟)へ熱交換式の換気設備の導入等（新型コロナウイルス感染拡大対策を兼ねる） ○バリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・身障者トイレの整備 <p>②インフラ長寿命化計画に基づき、12条点検に準ずる点検の基本方針を策定した。</p> <p>③施設マネジメント戦略本部の下に設置したエネルギー対策専門部会において、<u>環境保全対策、積極的なエネルギーマネジメントとして、電力・ガス・水等使用実績の学内周知などの活動を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量：前年度比 0.36%増加 （※ガス空調から電気空調へ更新、実験実習工場等の空調設置による） ・ガス消費量：前年度比 5.69%削減 ・上水消費量：前年度比 0.73%削減 <p>④キャンパスマスタープラン2022案を教員・職員・学生協働で作成した。</p>
<p>【27-02-62】 施設維持管理の財源の一部となる課金制度の改善を図るとともに、施設の点検・評価の適正かつ継続的な運用により、教育研究組織に対応した、スペースの適切な配分と利用を進める。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況）</p> <p>①施設マネジメントに関しては、施設マネジメント戦略本部において一元管理をしており、本部長は学長指名の理事、構成員は学長指名の副学長、教授等で構成し、学長のリーダーシップが発揮できるトップマネジメント体制を取っている。</p> <p>②施設マネジメント戦略本部において施設課金制度を運用しており、その課金を財源として、<u>空調改修、照明改修、エレベーター改修等を実施している。</u>令和3年度では、その課金を財源（約4,100万円）に、G1棟の一部の空調改修、C3棟・D3棟のエレベーター改修を実施した。</p> <p>③コア定員を持たないセンター等について、これまでの課金制度では、基準面積を与えられず共用スペース（2,000円/m²）しか使用できなかったが、実情に応じ基準面積を認めるように見直しを行う等、<u>課金制度検討部会にて、課金制度の検証・見直しを行っている。</u></p> <p>④施設利用将来計画に基づき、室の配分見直し、移動、改修等を行い、共用スペースを確保した。また、現状を踏まえた「次期」施設利用将来計画を作成した。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 28 大学が健全な教育研究の場であるために、心身の健康・安全対策の強化、心身の健康・安全教育の充実、リスク管理を継続的に進める。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【28-01-63】 心身の健康・安全対策及びリスク管理のため、健康・安全・衛生に関する講習会を年間計画に基づき定期的実施する。また、施設・設備の点検を、労働安全衛生法に基づく職場巡視時に実施し、問題把握と改善を行うとともに、これらに関連した資格取得のための講習会を年間計画に基づき実施する。</p>	<p>IV</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 健康・安全・衛生に関する講習会の年間計画、労働安全衛生法等に関連した資格取得のための年間計画を含んだ安全衛生関係の年間計画を4月に策定し、<u>定期的に講習会を実施した。</u> ○高圧ガス関連資格保持者の増員のための講習会 ○第1種衛生管理者等各種資格保持者の増員のための講習会 ○労働安全衛生法等に基づく特別教育・安全衛生教育 ○放射線障害防止法に基づく放射線業務従事者教育訓練 ○一般高圧ガス教育訓練等法令に基づく教育訓練 こうした取組を通じて、令和2年度から令和3年度においては、<u>第1種衛生管理者資格保持者については5名、高圧ガス関連資格保持者については3名（乙種機械1名、甲種化学1名、特殊高圧ガス1名）、エックス線作業主任者については4名が増員となった。</u> また、新たに令和3年度には、職員・学生の安全活動の着実な実行に資すること、及び事故発生の未然防止を促すことを目的に、実験室における火災事故や化学物質リスクアセスメントをテーマとする、リスクアセスメントに関する講演会を、他大学の専門家を講師として招き、オンラインにて実施した。 <u>労働安全衛生法に基づく教職員のストレスチェックを実施し、高ストレスの傾向が見られた全ての教職員に対し、産業医が個別相談を行うとともに、健康支援センターのホームページにて、教職員に対して健康に関する情報を提供している。また、産業医等による職場巡視を定期的実施し、問題点の把握とその改善を行っている。</u> その他、キャンパス内の禁煙化を推進し、段階的に喫煙所を削減し、令和3年度には全面禁煙化を達成した。喫煙者に対するフォローとしては、禁煙相談窓口を健康支援センターに設置し、同センターのホームページにて喫煙に関する情報の提供を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、マスク、消毒液、非接触型体温計、及びアクリル板等の感染対策物品を学内各署へ配置した。</p>
<p>【28-02-64】 東海地区国立大学法人事務連携等も活用し、大規模災害に備えた体制を強化するとともに、平成27年度に策定したBCP(事業継続計画)を継続して充実させ</p>	<p>III</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 大規模地震に対するBCP(事業継続計画)に基づき、防災訓練を計画し実施した。また、安否確認体制を見直し、一元的に情報収集を行い、速やかに被害を把握するためのシステムを教員の協力のもと構築し、試行的に実施したほか、<u>今後の大規模地震に備えて、従来の自衛防災組織に教員を含めた形で編成</u></p>

る。

することについて検討し、素案を作成した。

また、東海地区国立大学法人（8大学）事務連携を活用して、令和3年10月28日に実施された名古屋大学の防災訓練に陪席し、災害対策本部の地震災害対応訓練状況を見学したほか、2月18日に実施された「大規模災害対応」に基づく会合で各大学の防災体制状況の情報共有を行った。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守等に関する目標

中期目標 29 社会から信頼される大学運営を実施するため、コンプライアンスマネジメントシステムの強化並びに研究活動における不正行為、研究費不正使用を防止する取組を徹底する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【29-01-65】 内部統制システム、危機管理体制機能を毎年度見直し、充実・強化するとともに、法令遵守(コンプライアンス)に対する意識向上に関する研修、周知等を毎年度実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 新型コロナウイルス感染症危機対策本部を設置し、感染症への対応に係る方針等を検討している。危機対策本部の下に新型コロナウイルス感染症危機対策本部室を置き、未曾有の危機に対して迅速な対応を行う体制を構築した。令和3年度においては、前年度での経験や社会における感染症対策の恒常化等の状況を踏まえ、危機管理体制を見直し、機動力を重視した新型コロナウイルス感染症対策チームを設置する等、危機事象への対応を継続して行っている。 訟務及び法令解釈等の対応には、相談先として顧問弁護士を設置し、法的なリスク対策体制を構築した。 全教職員・学生に対しては、コンプライアンスについての意識向上を目的とし、教育研究評議会等を通じて、公的研究費の不正防止、情報セキュリティ等個別具体の事項について注意喚起を行った他、学内の各所に、学生が作成した研究不正防止に関するポスターを掲示した。 個人情報の漏洩等に関しては、保有している個人情報を点検し、不要な個人情報を保有している場合には速やかに削除するよう、毎月第一月曜に全教職員宛に注意喚起のメールを配信している。また、個人情報保護研修については、感染症対策と受講者の利便性等を考慮してオンラインにて実施している。</p> <p>情報セキュリティに関しては、令和2年度に新たに最高セキュリティ責任者(CISO)・最高情報責任者(CIO)及び副CISO・副CIOに専門人材を配置し、司令塔機能の強化を図り、豊橋技術科学大学インシデント対応チーム(TUT CSIRT)を始めとする情報関連組織全体の見直しを行った。令和3年度には同体制のもと、TUT CSIRTの組織運営を継続し、組織内の各種インシデントに迅速に対応した。</p> <p>さらに、情報セキュリティに係る人材の専門性を高める目的として、CSIRT構成員を情報セキュリティ人材の育成に効果的な研修会・講習会に毎年度派遣した他、全教職員を対象に情報セキュリティポリシーに基づく自己点検を実施する等、サイバーセキュリティに対する啓発を毎年度実施している。</p> <p>また、国立情報学研究所の「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」における「D2101 情報セキュリティ対策基準 第三章三節 教育」をテーマに、名古屋工業大学、長岡技術科学大学及び本学の3大学で、各大学における取組状況について相互監査を実施した。</p> <p>先端的な技術情報・研究情報等の漏えいを防止するために必要な措置として、令和2年11月に安全保障輸出管理システムの導入を実現した。導入時の全教職員向けのシステムの説明会の実施、及び新任教員への個別説明の実施、毎月のメールアナウンスにより、安全保障輸出管理についての認知度向上・啓</p>

<p>【29-02-66】 全教職員及び全学生に対する研究倫理教育を実施するとともに、研究公正責任者、研究倫理教育責任者等により構成する研究公正関係委員会において、毎年度、不正防止体制並びに研究倫理教育等を検証・改善する。</p>	<p>発に努めた。令和3年9月末には紙申請を停止し、全面的にシステムへ移行した。</p> <p>Ⅲ</p> <p>(令和2及び3事業年度の実施状況) <u>新規採用の教育職員及び研究員等の研究者に対して、e-ラーニングプログラムによる研究倫理教育を実施している。また、「研究者(学生を除く)に対する研究者倫理教育の取扱い」に従い、有効期間5年が経過した教育職員に対し、再受講の案内を行う等マネジメントを行った。</u> 本学教職員のほか、本学において研究を行う者(共同研究員等)に対する研究倫理教育を実施している。 <u>学生に対しては、新3年次学生を対象に研究者倫理に関するガイダンスを実施し、大学院学生については、博士前期課程1年次及び博士後期課程1年次を対象とした授業「研究者倫理」を前期に、「Ethics for Researchers」を後期に必修科目として開講している。</u> <u>また、毎年度教職員及び学生の受講状況・成績等を把握するとともに、研究公正委員会等において、啓発活動及び研究倫理教育の実施方法等について検証を行っている。「研究データの保存等に関する取扱い」に基づき、研究者が外部に公表した研究成果に関する研究データの保存状況の確認を行った。令和3年度には、研究不正防止体制の強化のため、本法人における研究不正行為に関する告発・相談を受け付ける窓口について、客観性や透明性の向上及び告発者の保護の観点から、第三者機関等に置く受付窓口(外部窓口)を設置した。</u></p>
<p>【29-03-67】 毎年度、不正防止計画を策定し、教職員及び研究費を扱う学生に対して周知するとともに、適正な研究費の使用に係る学内ルール等を含めたコンプライアンス教育を実施することにより、研究費の不正使用を防止する取組を徹底する。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>(令和2及び3事業年度の実施状況) <u>最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、組織全体で研究費不正防止の取組を行うための不正防止計画を策定し、役員会等において報告を行い、不正防止計画の実施状況や効果等について議論し、それらのフィードバックを反映した不正防止計画を、教職員連絡会及びメール等により周知し、研究不正防止について啓発した。また、科研費助成事業説明会等において、研究費の不正防止に関する説明を行っている。競争的資金等運営・管理推進会議において、不正防止計画、啓発活動について検証し、次年度の不正防止計画を策定している。</u></p> <p><u>「公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス教育」については、競争的資金等運営・管理に関する管理責任者である理事・副学長の下、研究支援課及び会計課職員が連携して実施している。実施方法は、管理責任者、研究支援課担当 係長及び会計課経理調達室長により、スライドを使った講義形式(e-ラーニング)で実施。受講後、理解度を把握するためのチェックテストを行い、答え合わせ後、学内ルール等を遵守する旨の自筆の誓約書を提出させている。既受講者(有効期間満了者)及び新規採用教職員、並びに、研究費を扱う学生を対象に、同コンプライアンス教育を実施し続けることで、最新の研究不正防止体制を常に維持するようにしている。</u> <u>また、令和3年度には、本法人における競争的資金等の不正使用に関する通報・相談を受け付ける通報窓口について、客観性や透明性の向上及び通報者の保護の観点から、第三者 機関等に置く通報窓口(外部窓口)を設置した。</u></p>

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

(施設マネジメントに関する取組)

施設マネジメントに関しては、理事を本部長とする施設マネジメント戦略本部において一元管理を行っており、トップマネジメントのひとつと位置づけている。また、戦略本部の業務支援のため、本部の下に、施設マネジメント推進室、エネルギー対策専門部会を置き、機動的な対応ができるようにしている。

①施設の有効利用や維持管理に関する事項

平成28年に、全学年の学生に対してアンケート調査を行い、学内における学生の滞在場所の実態を把握し、図書館北側及び南側テラスの設置等、図書館の改修に生かした。

平成29年にはワークショップを2度開催し、学生も含めて、意見交換を行い、学生の留まる場所等に係る記載、動線計画のコンセプト等、その意見を一部取り入れ、キャンパスマスタープランの改正を行った。

キャンパスマスタープランに掲げた図書館改修を成28年度に実施した。多文化共生グローバルキャンパスの核として、キャンパスの中央に位置する図書館の1階を「マルチプラザ」とし、学生が長く滞在できる場、日本人学生・外国人留学生・教職員・企業・地域との交流の場、パブリックスペースの場(セミナー開催、ディスカッションの場、図書カフェ)として、また、女性専用の休憩室・授乳コーナー等を設置し、女子学生・女性研究者支援の場として、活用できるよう改修した。平成30年度には、図書館の入館者数は改修前の平成28年度の2.8倍、施設貸出件数は改修前の6.3倍となった。

教員室、研究室、研究実験室等については、課金の対象に位置づけ、計画的な施設の整備、維持、保全を推進する施設課金制度を、法人化時(平成16年度)から運用している。毎年度4,000万円以上の財源を確保しており、その課金を財源として、共用スペースの老朽改修、照明改修、エレベーター改修、空調改修を実施した。

課金制度については、コア定員を持たないセンター等について、これまでの課金制度では、基準面積を与えられず共用スペース(2,000円/㎡)しか使用できなかったが、実情に応じ基準面積を認めるように見直しを行う、また、技術科学イノベーション研究機構のための産学協働利用スペースについて、これまでの共用スペース単価2,000円/㎡・年とは別に、約10,000円/㎡・年の単価を導入する等、課金制度検討部会にて、課金制度の検証・見直しを行っている。

平成28年度に「豊橋技術科学大学インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、文部科学省に提出した。また、キャンパスマスタープラン2016について検証を行い、施設整備計画にキャンパス環境の調和、学生生活等の支援について明記し、個別施設計画策定に向けた調査のうえ、建物別長寿命化改修計画を策定した。

平成22年度の学内再編に対応した施設利用将来計画について、室の使用状

況に応じた見直しを実施し、合理的な移動を行った結果、移動対象室は185室→0室、移動対象面積は7,640㎡→0㎡となり、施設利用将来計画(室移動)について、進捗率100%を達成した。【27-01-61】【27-02-62】

②キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項

③多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

キャンパスマスタープランに基づき、グローバル学生宿舎の整備(民間資金を活用したPPP方式)、図書館南側外部デッキ・陸上競技場及びテニスコート改修・課外活動施設新営(寄附金)、学生宿舎内装改修(運営費交付金)、国際交流会館改修(目的積立金)の老朽改修を実施し、また、全学的に身体障がい者向けトイレ(施設費交付事業費)を設置する等のバリアフリー化の推進、全教室(A棟)へ熱交換式の換気設備(施設整備費補助金)を導入する等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行った。【27-01-61】

④環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項

施設マネジメント戦略本部の下に設置したエネルギー対策専門部会において、環境保全対策、積極的なエネルギーマネジメントの一環として、電力・ガス・水等使用実績の学内周知、ポスターによる学内への省エネ呼びかけ、全棟全室の省エネチェック巡回や、空調遠隔監視システムによる監視などの取組を実施したが、毎年度エネルギーの使用に係る原単位(エネルギー使用量/空調面積)の1%以上削減は達成できていない。令和2年度に新型コロナ対応のために原単位が例年以上に削減しており、令和2年度と比較した令和3年度においては、1%削減に至らなかった。

平成27年度	0.06236	(前年度比97.3%)
平成28年度	0.06134	(前年度比98.4%)
平成29年度	0.06048	(前年度比98.6%)
平成30年度	0.05806	(前年度比96.0%)
令和元年度	0.05757	(前年度比99.1%)
令和2年度	0.05582	(前年度比97.0%)
令和3年度	0.05594	(前年度比100.2%)

ただし、毎年経産省に報告している省エネ指標である5年度間平均原単位変化の1%削減については、目標を達成している。

平成27年度～令和元年度の平均原単位変化	97.9%	→	2.1%削減
平成28年度～令和2年度の平均原単位変化	97.8%	→	2.2%削減
平成29年度～令和3年度の平均原単位変化	98.1%	→	1.9%削減

【27-01-61】

〔安全衛生〕

健康・安全・衛生に関する講習会、労働安全衛生法等に関連した資格取得の推進を含んだ安全衛生関係の年間計画を策定し、定期的に講習会を実施し、平成28年度以降の6年間において、第1種衛生管理者資格保持者17名(内2名は衛生工学衛生管理者取得)、高圧ガス関連資格保持者7名の増員(乙種機械4名、甲種化学2名、特殊高圧ガス1名)、エックス線作業主任者12名、足場特別教育10名等、資格取得者を増員した。

また、労働安全衛生法に基づく教職員のストレスチェックを実施し、高ストレスの傾向が見られた全ての教職員に対し、産業医が個別相談を行うとともに、施設・設備・作業環境の点検を行うため、学長及び産業医等による職場巡視を定期的に実施し、問題点を把握し、棚の耐震化、薬品の適切な管理、電源・配線の適正化等の改善を行っている。

新たに令和3年度には、職員・学生の安全活動の着実な実行に資すること、及び事故発生の未然防止を促すことを目的に、実験室における火災事故や化学物質リスクアセスメントをテーマとする、リスクアセスメントに関する講演会を、他大学の専門家を講師として招き、オンラインにて実施した。

受動喫煙防止対策として、平成30年度に、キャンパス内全面禁煙を最終目標とする「受動喫煙防止計画」を策定し、喫煙者へのフォローとして禁煙相談窓口を健康支援センターに設置するとともに、ホームページを利用し、喫煙に関する情報の提供を行った。そしてキャンパス内の禁煙化を推進し、段階的に喫煙所を削減することで、令和3年度には全面禁煙化を達成した。

【28-01-63】

〔大規模災害等に備えた対応〕

東海地区国立大学法人事務連携の大規模災害対応WGにおいて、各地で発生した地震への対応について情報共有するとともに、各大学の防災関係の取組及び今後の大規模災害に備えた連携体制の強化について意見交換を行った結果、平成29年6月に「東海地区国立大学法人間の防災対応に関する協定」を締結した。

また、東海地区国立大学法人(8大学)事務連携を活用して、令和3年10月28日に実施された名古屋大学の防災訓練に陪席し、災害対策本部の地震災害対応訓練状況を見学したほか、2月18日に実施された「大規模災害対応」に基づく会合で各大学の防災体制状況の情報共有を行った。

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定を踏まえたBCP(事業継続計画)については、コンサルタントのアドバイスを踏まえて、被害想定の見直し、業務継続のための行動計画の充実を図るための一部改正を行った。これに基づき、避難訓練、建物残留者訓練、安否確認訓練等を実施し、また、学生・教職員の防災意識の向上を図るため、防災体験や防災ワークショップ等を実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策については、本学における感染防止に向けた方策の策定とその対策の実行を目的とし、総務担当理事を本部長とする「新型コロナウイルス感染症危機対策本部」を令和2年1月に設置した。危機対策本部の下には、新型コロナウイルス感染症危機対策本部を置き、未曾有の危機に対して迅速な対応を行う体制を構築した。令和3年度においては、前年度での経験や社会における感染症対策の恒常化等の状況を踏まえ、危機管

理体制を見直し、機動力を重視した新型コロナウイルス感染症対策チームを設置する等、危機事象への対応を継続して行っている。

【28-02-64】 【29-01-65】

〔情報セキュリティ対策〕

危機管理体制強化の一環として、平成28年度にTUT-CSIRT(Computer Security Incident Response Team)を組織し、セキュリティインシデントが起こった際の対処体制を確立した。

「国立大学法人豊橋技術科学大学サイバーセキュリティ対策基本計画(2019-2021)」を策定した。令和2年度に新たに最高セキュリティ責任者(CISO)・最高情報責任者(CIO)及び副CISO・副CIOに専門人材を配置し、司令塔機能の強化を図り、TUT CSIRTを始めとする情報関連組織全体の見直しを行った。

OSのサポート終了や導入済みシステムについては、契約期限を考慮した上で、年度ごとのシステム導入・更新計画をたてて運用しており、更新漏れなどが発生しないような仕組みを構築・運用している。また、ワンタイムパスワードを利用した多要素認証を導入し、学外からのアクセスにおけるセキュリティ強化を実現した。^{*4}

また、不正アクセスを監視するためのアクセスログの取得、通信ポリシーの改定、新しいファイアウォールの導入をし、総合的なネットワークセキュリティの向上を果たした。

さらに、情報セキュリティに係る人材の専門性を高める目的として、CSIRT構成員を、文部科学省CSIRT研修を始めとする情報セキュリティ人材の育成に効果的な研修会・講習会に毎年度派遣する等、技術的なバックボーンの向上を目指した他^{*5}、セキュリティ教育、情報アクセス(リテラシー)教育のプログラムを整備し、e-learningコンテンツとして展開し、学内のすべてのネットワーク利用者(学生、教員、職員)が時間を問わず視聴できるようにしており、定期的なプログラムの受講を義務付けている。また、年1回、情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、サイバーセキュリティに対する啓発を行っている他^{*6}、実際のメール攻撃を模した訓練を実施する等、継続的に、セキュリティ対策に係る教育・訓練活動を実施している。

また、国立情報学研究所の「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」における「D2101 情報セキュリティ対策基準 第三章三節 教育」をテーマに、名古屋工業大学、長岡技術科学大学及び本学の3大学で、各大学における取組状況について相互監査を実施した。^{*7} 【29-01-65】

^{*4}サイバーセキュリティ対策等の強化に係る通知文書「(5)必要な技術的対策の実施③④」に係る取組

^{*5}サイバーセキュリティ対策等の強化に係る通知文書「(1)実効性のあるインシデント対応体制の整備⑤」に係る取組

^{*6}サイバーセキュリティ対策等の強化に係る通知文書「(2)サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施②」に係る取組

^{*7}サイバーセキュリティ対策等の強化に係る通知文書「(4)他機関との連携・協力②」に係る取組

2. 共通の観点に係る取組状況

(法令遵守及び研究の健全化の観点)

(法令遵守に関する取組)

関連規程の整備等を行い、平成30年度に学外公益通報窓口を設置した。そして訟務及び法令解釈等の対応として、相談先として顧問弁護士を設置し、法的なリスク対策体制を構築した。

全教職員・学生に対しては、コンプライアンスについての意識向上を目的とし、教育研究評議会等を通じて、平成24年度から引き続き、公的研究費の不正防止、情報セキュリティ等個別具体の事項について注意喚起を行った他、学内の各所に、学生が作成した研究不正防止に関するポスターを掲示する等した。特に、新規採用教職員に対しては、研修や教職員連絡会等を通じて、公的研究費の不正防止、情報セキュリティ等、個別具体の事項について注意喚起を行っている。

個人情報管理については、保有している個人情報を点検し、不要な個人情報を保有している場合には速やかに削除するよう、毎月第一月曜に全教職員宛に注意喚起のメールを配信している。また、個人情報保護研修については、感染症対策と受講者の利便性等を考慮してオンラインにて実施している。

先端的な技術情報・研究情報等の漏えいを防止するための措置については、令和2年度に安全保障輸出管理システムを導入した。導入時の全教職員向けのシステムの説明会の実施、及び新任教員への個別説明の実施、毎月のメールアナウンスにより、安全保障輸出管理についての認知度向上・啓発に努め、令和3年度には紙申請を停止し全面的にシステムによる申請へ移行した。

【29-01-65】

(研究者倫理教育)

研究者を対象とした研究倫理教育の在り方について検討し、e-ラーニングプログラムを活用した研究倫理教育の有効期間等を含めた取扱いを策定した。本取扱いに従い、有効期間5年が経過した教育職員に対し、再受講の案内を行った。また、毎年度受講状況・成績等を把握するとともに、研究公正委員会等において、啓発活動及び研究倫理教育の実施方法等について検証をする等のマネジメントを行っている。

研究者、研究支援職員及び学生を対象とした学外講師による研究倫理に関する講演会を実施した。同講演会は録画し、当日欠席者にも視聴できるよう、学内ウェブサイトに掲載し、全教職員に周知した。特に、新規採用の教育職員及び研究者に対しては、e-ラーニングプログラムによる研究倫理教育を実施した。本学教職員のほか、本学において研究を行う者（共同研究員等）に対しても、研究倫理教育を実施している。

研究データの管理については、「研究データの保存等に関する取扱い」を定めるとともに研究者が外部に公表した研究成果に関する研究データの保存状況の確認を行った。

学部学生に対しては、3年次学生を対象に研究者倫理に関するガイダンスを実施し、大学院学生については、博士前期課程1年次及び博士後期課程1年次

を対象とした授業「研究者倫理」を前期に、「Ethics for Researchers」を後期に必修科目として開講した。

また、令和3年度には、研究不正防止体制の強化のため、本法人における研究不正行為に関する告発・相談を受け付ける窓口について、客観性や透明性の向上及び告発者の保護の観点から、第三者機関等に置く受付窓口（外部窓口）を設置した。【29-02-66】

(研究費の不正防止計画)

最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、組織全体で研究費不正防止の取組を行うための不正防止計画を策定し、教職員連絡会及びメール等により周知し、リーフレット「公的研究費の適正な取扱い」を全教職員に配付するとともに大学公式ウェブサイトに掲載し、啓発活動を行った。また、新規採用教職員及びリサーチアシスタント等の学生に対しては、公的研究費の適切な取扱いに関するコンプライアンス教育を実施するとともに、外部資金説明会及び科学研究助成事業説明会等の機会にも併せて研究費の不正防止について説明し、啓発を行った。

「公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス教育」については、競争的資金等運営・管理に関する管理責任者である理事・副学長の下、研究支援課及び会計課職員が連携して実施している。管理責任者、研究支援課担当係長及び会計課経理調達室長によるスライドを使った講義形式（e-ラーニング）で、受講後、理解度を把握するためのチェックテストを行い、学内ルール等を遵守する旨の自筆の誓約書を提出させている。既受講者（有効期間満了者）及び新規採用教職員、並びに研究費を扱う学生を対象に、同コンプライアンス教育を実施し続けることで、最新の研究不正防止体制を常に維持している。

教職員への会計手続き関係様式の理解のため「財務会計事務の手引き」を、教員発注の際の参考として「取引業者の皆様へ」を、全教職員へ配信するとともに、平成29年度には、物品検収室分室を設置し、教員による検収件数の減と物品検収室での検収定着を図った結果、教員検収件数が平成29年度の264件から、令和3年度は8件に大幅減少した。

また、競争的資金等運営・管理推進会議において、当該年度の不正防止計画を検証し、次年度の不正防止計画の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育における理解度について検証し、それらの結果を踏まえ次年度に反映させており、平成30年度には、産学官連携におけるリスクを適切かつ一元的にマネジメントするため、新たに「産学官連携マネジメント室」を設置^{*8}し、URAを配置して活動を開始した。令和元年度には、有効期間満了となる既受講者に対するコンプライアンス教育の実施方法等について、競争的資金等運営・管理推進会議において検討し、「職員等（学生を除く）に対するコンプライアンス教育等に関する取扱い」を見直し、有効期間を5年間から3年間に短縮化した。

【29-03-67】

*8「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」リスクマネジメント強化に係る取組

II 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

III 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 925,761千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 925,761千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	該当なし

IV 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
計画の予定なし	計画の予定なし	該当なし

V 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
毎年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	毎年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部、または一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	令和2年度決算剰余金に係る目的積立金について、教育研究の質の向上に資するため、教育研究施設・設備、学生宿舎及び課外活動施設の整備等、教育研究環境整備事業に充当した。

VI その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル対応学生宿舎（集会所含む）整備 ・図書館改修 ・学生用クラブハウス／サークル施設整備 ・研究棟空調設備改修 ・小規模改修 	総額689	施設整備費補助金(253) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(198) 目的積立金(238)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合研究棟改修(物質系) ・ライフライン再生(空調設備) ・基幹／環境整備(衛生対策等) ・長寿命化促進事業 ・小規模改修 	総額624	施設整備費補助金(577) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(47)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合研究棟改修(物質系) ・ライフライン再生(空調設備) ・基幹／環境整備(衛生対策等) ・長寿命化促進事業 ・小規模改修 	総額636	施設整備費補助金(589) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(47)
<p>(注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2)小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p>			<p>施設整備費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2～3年度工事として長寿命化促進事業(G棟外壁改修)を実施した。 ・総合研究棟改修(B棟)、ライフライン再生(実験実習機械工場空調設備)、基幹／環境整備(A棟等機械設備改修)、長寿命化促進事業(A2棟外壁改修)を実施した。 <p>施設費交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模改修として、A2棟等空調設備改修、情報メディア基盤センター便所改修、エネルギーセンター上防水改修、イノベーション施設屋上防水改修、C3棟等換気設備改修を実施した。 		

○ 計画の実施状況等

施設整備費補助金に係る年度計画と実績との差額（12百万円）の内容は次のとおり。

- 28百万円：追加配分により長寿命化促進事業(A2棟外壁改修)実施
- ▲ 4百万円：総合研究棟改修について、入札の結果により減額
- ▲ 10百万円：ライフライン再生について、入札の結果により減額
- ▲ 2百万円：基幹／環境整備について、入札の結果により減額

VII その他	2 人事に関する計画
---------	------------

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>研究意欲を更に向上させるため、教員の人事計画に基づき、全学的な視点からの採用等、人事を計画的、戦略的に実施するとともに、混合給与及び高度な専門性を有する業務を担当する職員を雇用する制度を構築する。また、年俸制、テニユアトラック制、任期制を拡充し、継続性、流動性を促進するとともに、男女共同参画及び外国人教員雇用等を推進し、多様な人材を確保する。</p> <p>併せて、事務職員の適切な処遇を実施するため、キャリアパスの構築と優秀な人材を継続的に雇用できる制度を構築し、実施する。</p>	<p>専任教員の年俸制採用計画に基づき年俸制割合を20%以上確保するとともに、准教授採用者のテニユアトラック対象者割合を70%以上確保する。</p> <p>混合給与制度・高度専門職制度の制度適用者数をそれぞれ2名確保する。</p> <p>本務教員における40歳未満の若手割合を28%以上確保する。</p> <p>前年度に検討した事務局業務支援体制、業務改善、人員配置方法等に基づき、事務局業務を実施する。適切な人員配置、事務職員等のキャリアパス見直しを継続して行い、事務職員等の人材育成、人員配置等に係る方針を見直す。</p>	<p>「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」P8～9、P13～14参照。</p> <p>※18-01-47, 18-02-48, 19-01-49-01, 19-01-49-21-02-54</p>

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (人)	(b) (人)	(b)/(a) × 100 (%)
工学部			
機械工学課程	253	320	126.5
電気・電子情報工学課程	208	240	115.4
情報・知能工学課程	208	249	119.7
応用化学・生命工学課程	173	135	78.0
建築・都市システム学課程	133	172	129.3
課程未配属	65	60	92.3
学士課程 計	1,040	1,176	113.1
工学研究科博士前期課程			
機械工学専攻	210	220	104.8
電気・電子情報工学専攻	170	162	95.3
情報・知能工学専攻	170	175	102.9
応用化学・生命工学専攻	130	86	66.2
建築・都市システム学専攻	110	105	95.5
修士課程 計	790	748	94.7

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
工学研究科博士後期課程			
機械工学専攻	24	31	141.7
電気・電子情報工学専攻	21	14	66.7
情報・知能工学専攻	24	27	112.5
応用化学・生命工学専攻	18	13	72.2
建築・都市システム学専攻	15	18	120.0
博士課程 計	102	103	101.0

○ 計画の実施状況等

- 工学部の収容数について
本学では, 学部第1年次入学者の一部(一般入試及び普通科・理数科対象の推薦入試等)について, 入学時に課程を区別せず9月に所属課程の決定を行うため, 該当者を課程未配属として表記している。
- 収容定員と収容数の差について
一部の課程及び専攻については, 社会情勢, 学問領域に応じた就職状況の違い等により, 収容定員と収容数に差があるが, 学士課程, 博士前期課程または博士後期課程全体としては, 適正な範囲の定員充足率となっている。
なお, 学士課程においては, 上述のとおり, 一部について9月に所属課程の決定を行うこととなっている, また, 博士前期課程及び博士後期課程においては, 秋期入学を実施している。

○ 別表2 (学部, 研究科等の定員超過の状況について)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B) - (D, E, F, G, I, Kの合 計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) ×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者 数のうち, 修 業年限を超え る在籍期間が 2年以内の者 の数 (I)	長期履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係 る控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 正数 (E)	大学交流協定 等に基づく留 学生数等 (F)							
[平成28年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,207	(人) 55	(人) 4	(人) 31	(人) 4	(人) 30	(人) 41	(人) 38	(人) 0	(人) 0	(人) 1,100	(%) 105.8
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 877	(人) 55	(人) 8	(人) 0	(人) 11	(人) 26	(人) 8	(人) 8	(人) 0	(人) 0	(人) 824	(%) 104.3
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 92	(人) 38	(人) 15	(人) 2	(人) 15	(人) 3	(人) 7	(人) 7	(人) 5	(人) 4	(人) 46	(%) 45.1
[平成29年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,162	(人) 78	(人) 10	(人) 33	(人) 4	(人) 29	(人) 34	(人) 33	(人) 0	(人) 0	(人) 1,053	(%) 101.3
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 833	(人) 57	(人) 8	(人) 0	(人) 13	(人) 22	(人) 4	(人) 4	(人) 0	(人) 0	(人) 786	(%) 99.5
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 93	(人) 35	(人) 16	(人) 0	(人) 15	(人) 8	(人) 3	(人) 2	(人) 3	(人) 2	(人) 50	(%) 49.0

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B) - (D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学正数 (E)	大学交流協定等に基づく留学生数等 (F)							
[平成30年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,145	(人) 125	(人) 18	(人) 45	(人) 22	(人) 21	(人) 25	(人) 25	(人) 0	(人) 0	(人) 1,014	(%) 97.5
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 820	(人) 67	(人) 8	(人) 0	(人) 24	(人) 23	(人) 3	(人) 3	(人) 0	(人) 0	(人) 762	(%) 96.5
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 97	(人) 39	(人) 12	(人) 0	(人) 21	(人) 3	(人) 4	(人) 3	(人) 3	(人) 2	(人) 56	(%) 54.9
[令和元年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,152	(人) 148	(人) 22	(人) 54	(人) 31	(人) 19	(人) 16	(人) 16	(人) 0	(人) 0	(人) 1,010	(%) 97.1
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 800	(人) 75	(人) 7	(人) 0	(人) 32	(人) 14	(人) 3	(人) 3	(人) 0	(人) 0	(人) 744	(%) 94.2
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 106	(人) 44	(人) 17	(人) 0	(人) 20	(人) 4	(人) 4	(人) 4	(人) 4	(人) 3	(人) 58	(%) 56.9

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B) - (D, E, F, G, I, Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学正数 (E)	大学交流協定等に基づく留学生数等 (F)							
[令和2年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,189	(人) 170	(人) 29	(人) 63	(人) 36	(人) 23	(人) 21	(人) 20	(人) 0	(人) 0	(人) 1,018	(%) 97.9
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 776	(人) 77	(人) 11	(人) 0	(人) 6	(人) 19	(人) 12	(人) 12	(人) 0	(人) 0	(人) 728	(%) 92.2
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 107	(人) 42	(人) 19	(人) 0	(人) 0	(人) 1	(人) 14	(人) 13	(人) 5	(人) 3	(人) 71	(%) 69.6
[令和3年度] (学部等) 工学部	(人) 1,040	(人) 1,176	(人) 166	(人) 28	(人) 58	(人) 37	(人) 24	(人) 33	(人) 33	(人) 0	(人) 0	(人) 996	(%) 95.8
(研究科等) 工学研究科 博士前期課程	(人) 790	(人) 748	(人) 64	(人) 14	(人) 0	(人) 4	(人) 16	(人) 10	(人) 10	(人) 0	(人) 0	(人) 704	(%) 89.1
(研究科等) 工学研究科 博士後期課程	(人) 102	(人) 103	(人) 45	(人) 26	(人) 0	(人) 0	(人) 4	(人) 12	(人) 11	(人) 6	(人) 4	(人) 58	(%) 56.9

○計画の実施状況等

国立大学の学部の定員超過の抑制に係る基準定員超過率（収容定員110%）を踏まえた、適正な学生収容数となっている。